

第2期

守谷市子ども・子育て支援事業計画
(素案)

令和元年10月

守谷市

目 次

第1部 計画策定にあたって	1
第1章 計画の基本的性格	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 策定体制	4
第2章 計画の基本的考え方	5
1 計画の基本理念	5
2 基本的視点	6
3 本計画における施策と主な取組	7
第2部 守谷市における子ども・子育て支援の現状	9
第1章 子どもと家庭を取り巻く現状	9
1 守谷市の人口・世帯の状況	9
2 守谷市の子育て家庭を取り巻く現状	16
第2章 子ども・子育て支援事業の現状	20
1 教育・保育サービス利用の現状	20
第3章 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果	24
1 調査実施の概要	24
2 調査結果（概要）	24
第3部 守谷市子ども・子育て支援事業計画の概要	31
第1章 制度の概要	31
1 制度の全体像	31
2 保育認定について	36
第2章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計	38
1 推計の手順	38
2 家庭類型（現状・潜在）	39
3 施設型給付・地域型保育給付の展開にあたっての考え方	41
4 教育・保育量の見込み	42
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	43

本資料の掲載は第3部までです。

第4部以降は、次ページのような内容の掲載を予定しています。

第4部 施設型・地域型保育給付等事業計画

第1章 施設型給付・地域型保育給付

- 1 1号認定及び2号認定（教育ニーズ）
- 2 2号認定（保育ニーズ）
- 3 3号認定

第5部 地域子ども・子育て支援事業計画

第1章 相談支援

- 1 地域子育て支援拠点事業

第2章 訪問系事業

- 1 乳児家庭全戸訪問事業
- 2 養育支援訪問事業

第3章 通所系事業

- 1 子育て短期支援事業
- 2 一時預かり事業
- 3 延長保育事業
- 4 病児保育事業
- 5 放課後子ども総合プラン
- 6 放課後子ども教室事業（子ども教室）
- 7 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

第4章 その他の事業

- 1 ファミリー・サポート・センター事業（就学児）
- 2 妊婦一般健康診査事業

第6部 計画の推進体制

第1章 計画の推進体制

- 1 計画の推進
- 2 計画の進行管理

付属資料

- 1 守谷市保健福祉審議会委員名簿
- 2 守谷市保健福祉審議会子ども・子育て部会委員名簿
- 3 守谷市子ども・子育て支援事業計画策定経過
- 4 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）
- 5 保育料（利用者負担額）の構造
- 6 用語集

第 1 部 計画策定にあたって

第1部 計画策定にあたって

第1章 計画の基本的性格

1 計画策定の背景・趣旨

少子化の急速な進行や核家族化、また、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。そのため、子育てのしやすい環境を整備し、地域の子ども・子育て支援を充実するとともに、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会をめざす必要があります。

このような子どもや子育てをめぐる社会的背景のもと、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されました。加えて、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が10年間延長され、地方公共団体および企業における子育て環境の整備の取組および行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

市では、それらの法を根拠として、平成27年3月に、「子どもが心豊かにのびのび育ち親が子どもを安心して育てることができるまち・守谷」を基本理念に掲げ、安心して子どもを産み育てていける環境づくりや、市の子育て支援策を総合的に推進する「守谷市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、計画的に事業を進めてまいりました。また、計画期間の中間年度にあたる平成29年度には、人口動向や教育・保育ニーズ、事業実績などを踏まえ、中間の見直しを行いました。

その後、国では、平成30年9月に、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標が設定しました。また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげるための幼児教育・保育の無償化が、令和元年10月から始まります。

本計画は、平成27年度から取り組んできた第1期計画が令和元年度で終了することを受け、国の法や方針に基づいて、今後5年間の子ども・子育て支援施策に取り組むべき事項を定めるものです。本計画を策定することにより、関連する計画との整合性や調和を図りながら、柔軟で総合的な子ども・子育て支援の充実に努めてまいります。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

【子ども・子育て支援法】

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」のだけの枠組みにとらわれない、幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「守谷市次世代育成支援対策行動計画」（前期計画・後期計画）の理念等を継承する計画として策定します。

【次世代育成支援対策推進法】

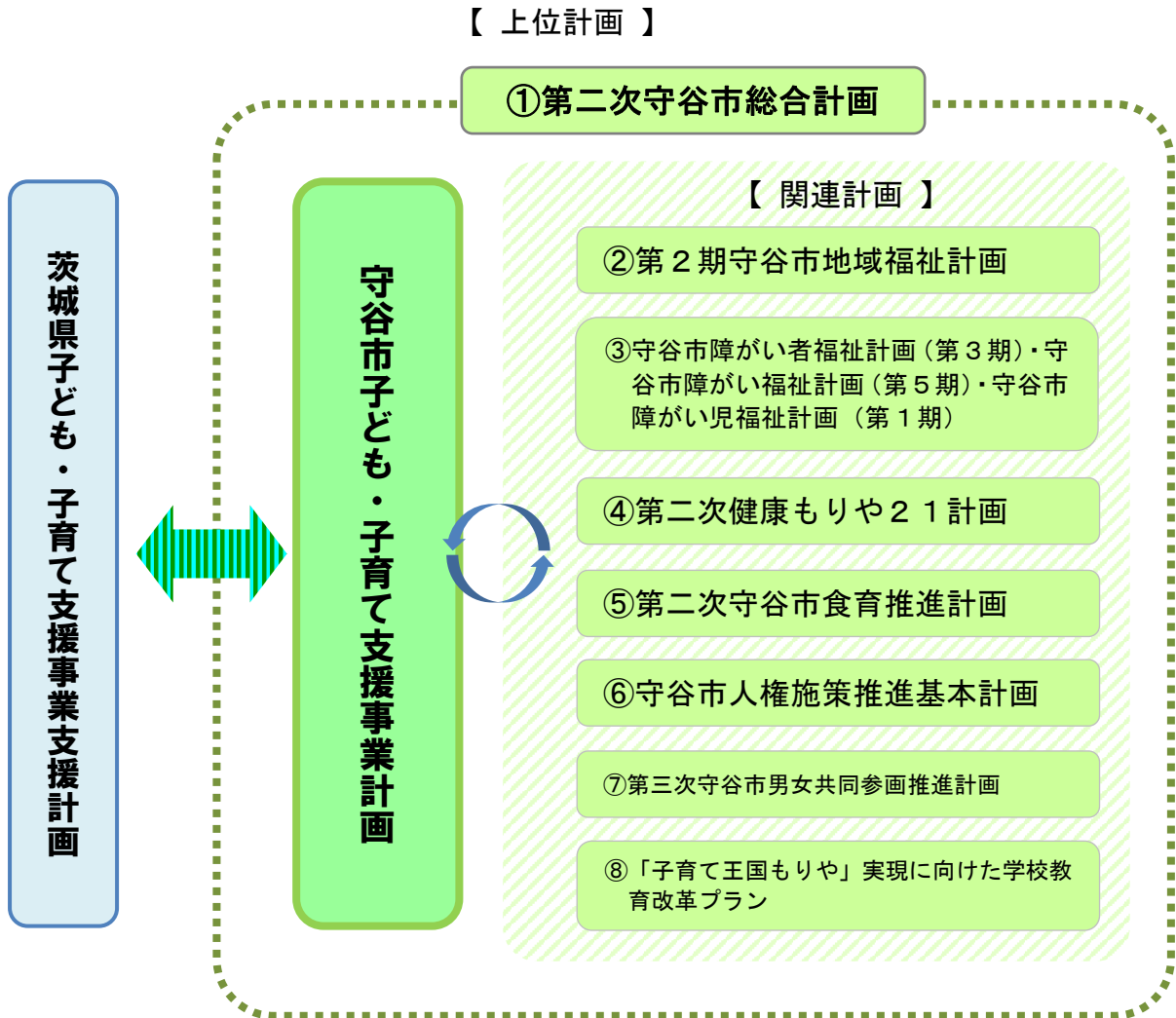
(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

(2) 関連計画との位置づけ

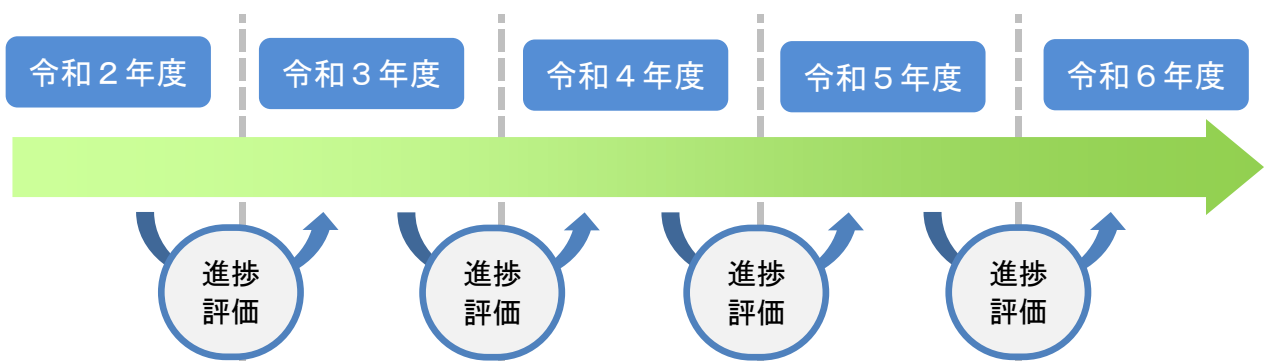
市の上位計画となる「第二次守谷市総合計画」を踏まえるとともに、その他関連する福祉や教育等の計画とも整合性をもたせて策定しています。

さらに、茨城県子ども・子育て支援事業支援計画とも整合性を図っています。



3 計画の期間

本計画は、5年を1期とし、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。



※計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。

4 策定体制

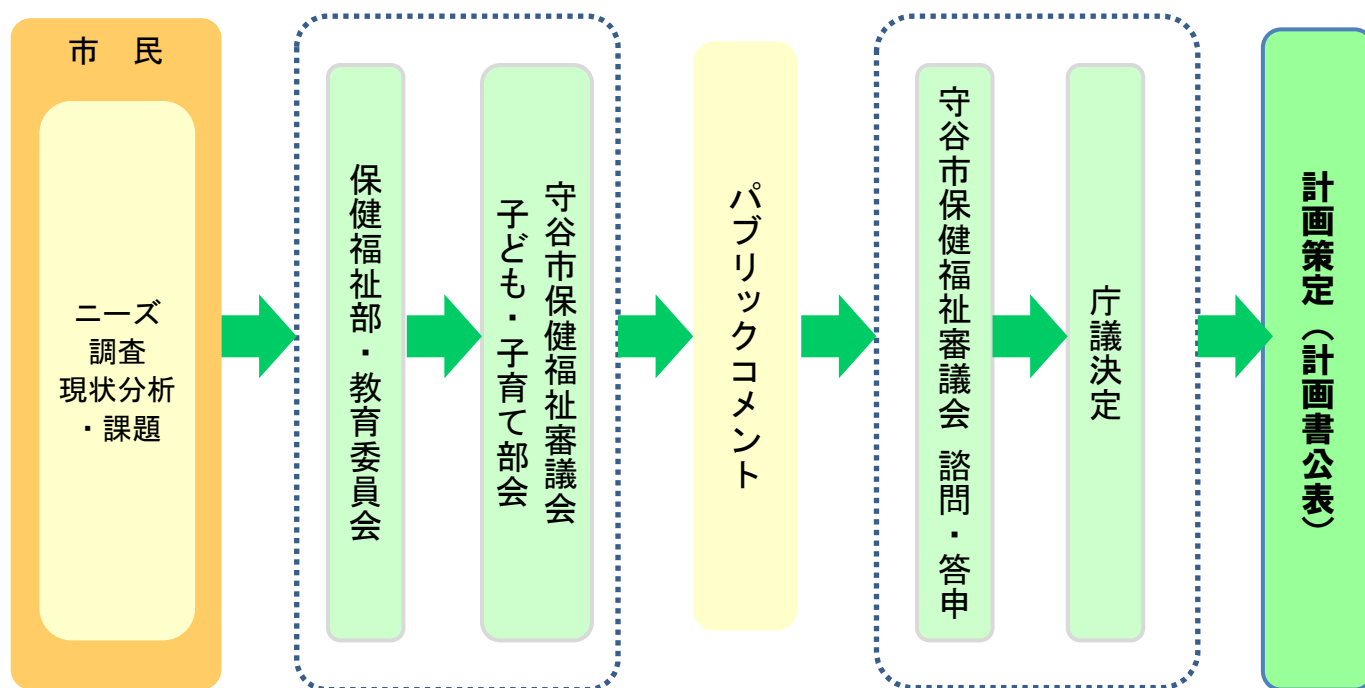
本計画の策定にあたり、専門家の意見や市民の幅広い意見を反映させるため、守谷市保健福祉審議会委員の中から組織した「守谷市保健福祉審議会子ども・子育て部会」を設置し、計画内容について検討しました。

さらに、市の子ども・子育て支援対策に関するさまざまな基礎的データを収集するため、平成31年1月から2月に、市内の子育て家庭の意向を調査し、今後見込まれるニーズを把握するとともに、計画策定のための参考としました。

(予定)

また、計画の素案がまとまった段階で、市民の皆様から広くご意見をいただくため、令和●年●月●日から令和●年●月●日にかけてパブリック・コメントを実施し、ご意見を計画に反映しました。

■計画の策定体制図



第2章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

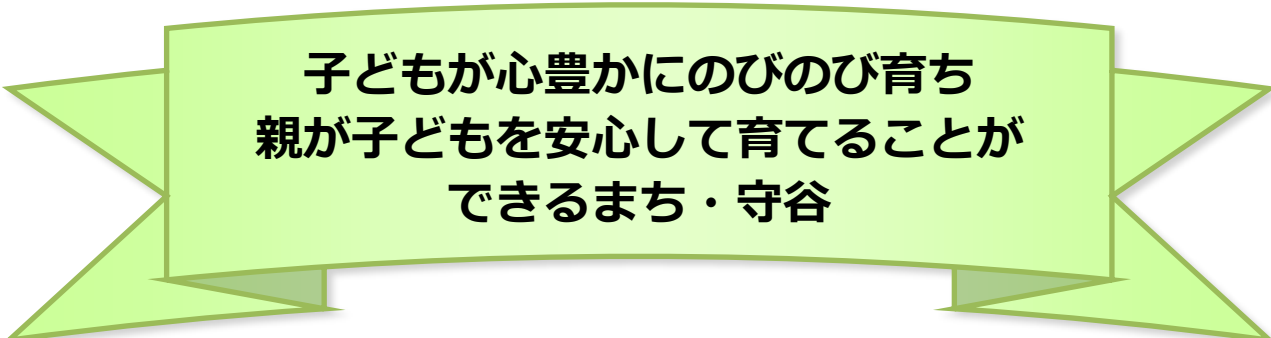
「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

未来を担う子どもたちは、人と人を結ぶかけがえのない存在であり、その成長していく輝きは次代への希望のひかりです。

第1期計画では、「守谷市次世代育成支援対策行動計画」（後期計画）の基本理念を受け継ぎ、「子どもが心豊かにのびのび育ち 親が子どもを安心して育てることができるまち・守谷」を基本理念としました。

この基本理念は、本市の将来を描くものであり、「第二次守谷市総合計画」における「政策2 健やかに暮らせるまち」の「施策 子育て支援の充実」が目指す姿と合致しています。そして、計画策定後数年を経過し、子どもを取り巻く環境が変化する中でも、私たちみんなが望む普遍的かつ基本的な考え方にほかならないと考えられます。

そのため、本計画においては、これまで掲げてきた基本理念とこれまで進めてきた取り組みを発展的に継承し、子どもたちが、健やかに生まれ、そして心豊かにのびのびと成長していくとともに、親がいきいき子育てできる地域社会を築いていくまちの実現を目指して、引き続き「子どもが心豊かにのびのび育ち 親が子どもを安心して育てることができるまち・守谷」を計画の基本理念に掲げるものとします。



**子どもが心豊かにのびのび育ち
親が子どもを安心して育てることが
できるまち・守谷**

2 基本的視点

本計画は、「基本指針」に示された必須記載施設・事業を中心に計画化するものですが、基本理念を実現するためには、子ども・子育てについての幅広い視点を意識しておく必要があります。

平成26年4月に有効期間が10年間延長された「次世代育成支援対策推進法」に基づく「行動計画策定指針」には、9つの視点が明確化されており、その幅広い視点を本計画の基本的視点へ援用して設定するものとします。

1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。子育ては男女が協力して行うべきものという視点に立って取り組みます。

2 次代の親づくりという視点

子どもが豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるように、長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組みます。

3 サービス利用者の視点

多様な個別のニーズに応えられるように柔軟かつ総合的に取り組みます。

4 社会全体による支援の視点

企業や地域社会を含む、さまざまな担い手の協働の下に対策を進めていきます。

5 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するよう取り組みます。

6 すべての子どもと家庭への支援の視点

福祉的援助を必要とする子どもや、虐待を受けた子どもなどに十分に配慮し、広くすべての子どもと家庭を支援します。

7 地域における社会資源の効果的な活用の視点

市民、NPO、子育てサークル、企業など地域全体が取り組むべき課題として、協働して子育て家庭を見守り、支援する視点で取り組みます。

8 サービスの質の視点

サービス供給量の確保とともに、サービスの質を確保します。また、サービスに関わる人材の資質の向上を図ります。

9 地域特性の視点

人口構造、産業構造、社会環境などの状況を踏まえて、市が主体的に取り組まします。

3 本計画における施策と主な取組

市では、子どもの発達段階と発育環境に着目して、「子どもと子育て家庭の支援の充実」「子どもの教育・保育の充実」、「子どもの成長環境の充実」の3つを施策の柱とし、主な取組を進めていきます。

施策	主な取組	
【妊娠・出産期～】 (1) 子どもと子育て家庭の支援の充実	①利用者支援事業	★
	②地域子育て支援拠点事業	★
	③一時預かり事業	★
	④乳児家庭全戸訪問事業	★
	⑤養育支援訪問事業等	★
	⑥子育て短期支援事業	★
	⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	★
	⑧妊婦一般健康診査事業	★
	⑨児童虐待防止対策	
	⑩障がい児施策の充実	
【乳児期～幼児期】 (2) 子どもの教育・保育の充実	①教育・保育施設の確保	★
	②延長保育事業	★
	③病児・病後児保育事業	★
	④実費徴収に係る補足給付を行う事業	★
	⑤多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	★
	⑥指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保	
	⑦療育指導・相談の充実	
【小学生～中高生】 (3) 子どもの成長環境の充実	①放課後児童健全育成事業	★
	②放課後子ども教室事業	

★…子ども・子育て支援法に規定された法定事業であることを表しています。

この印が付いている事業については、第5部以降に量の見込みと確保方策を記載して年度別の需給計画を明らかにしています。

【妊娠・出産期～】

(1) 子どもと子育て家庭の支援の充実

【主な取組内容】

- ・地域子育て支援拠点事業
専門職員による子育て支援のための相談事業，講座の開催，遊び場の提供，サークル活動支援の充実を図ります。また，守谷駅周辺地区に子育て支援施設の設置を検討します。
- ・乳児家庭全戸訪問事業
保健センターの保健師，または母子保健推進員が乳児のいる全家庭を訪問し，養育環境等の把握に努め，育児や保健指導，子育て支援の情報を提供します。
- ・養育支援訪問事業
子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭等で，養育支援が必要な家庭に対して，相談や育児支援の充実を図ります。
- ・子育て短期支援事業
保護者の疾病等の理由により，児童の養育が困難となった場合に養護施設で一時的に養育していきます。

前ページで掲載している「主な取組」の内容を紹介する予定です。
現時点では，庁内の関係部署と掲載内容を協議中です。

第 2 部 守谷市における子ども・子育て支援の現状

第2部 守谷市における子ども・子育て支援の現状

第1章 子どもと家庭を取り巻く現状

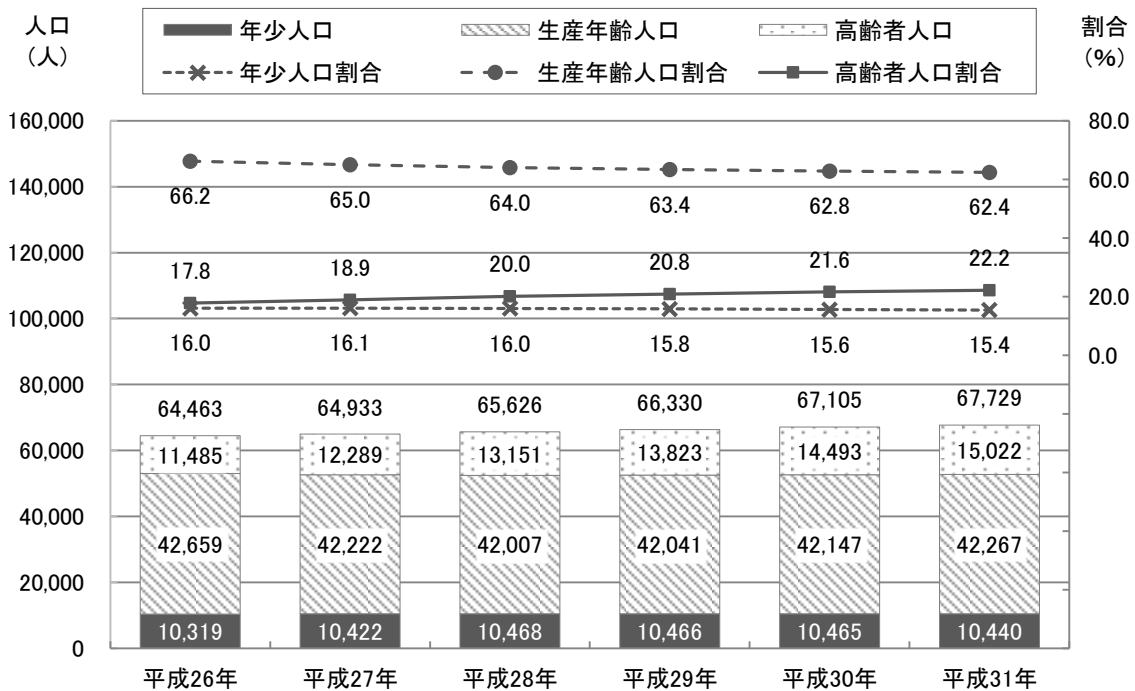
1 守谷市の人口・世帯の状況

(1) 人口

①人口の推移

市の人口は年々増加しており、平成28年に65,000人を超え、平成31年4月1日現在では67,729人となっています。

図表 総人口などの推移

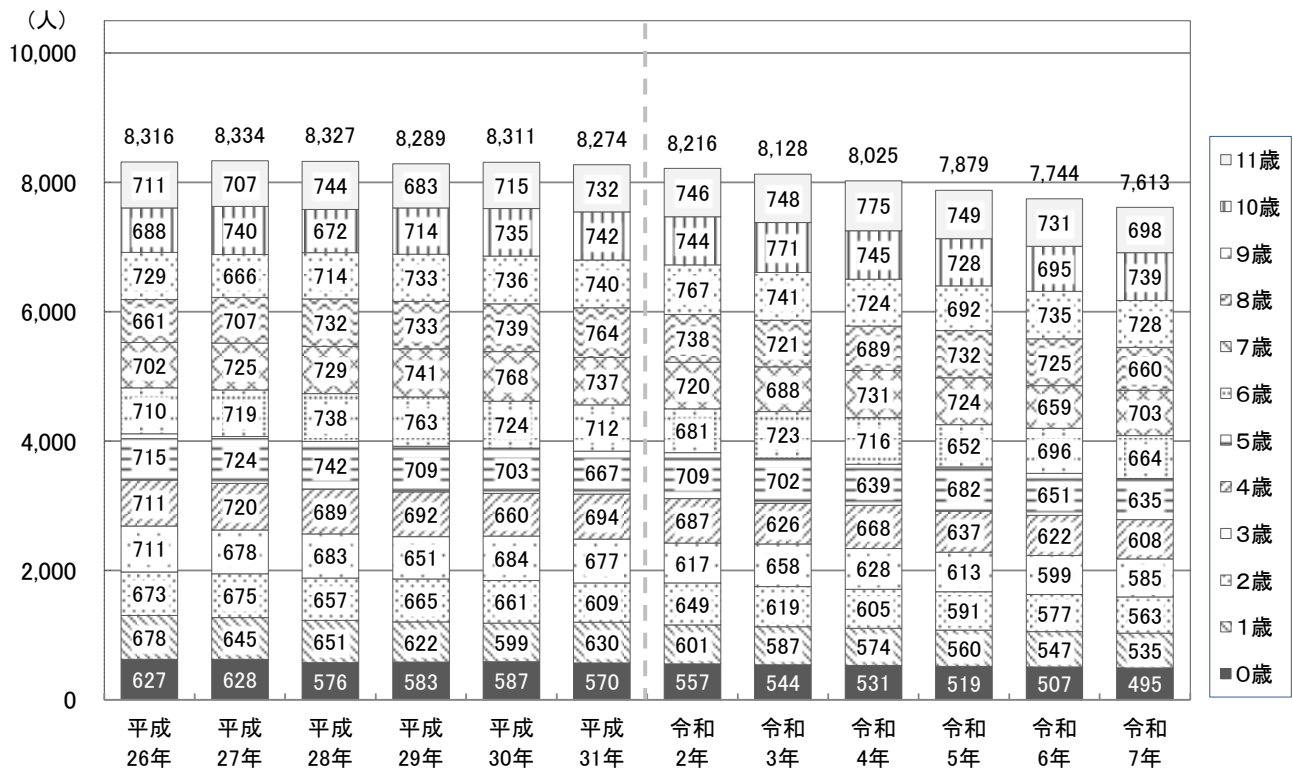


資料：住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日現在）

②子どもの人口

子ども（11歳以下）の人口は平成27年まで増加傾向にありましたが、その後はおおむね減少傾向に転じ、平成31年で8,274人となっています。令和2年以降も減少は続き、令和5年には8,000人を下回ると見込まれます。

図表 子どもの人口の推移



図表 子どもの人口の推移（0～11歳，5歳刻み）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0～5歳	4,115	4,070	3,998	3,922	3,894	3,847	3,820	3,736	3,645	3,602	3,503	3,421
6～11歳	4,201	4,264	4,329	4,367	4,417	4,427	4,396	4,392	4,380	4,277	4,241	4,192
計	8,316	8,334	8,327	8,289	8,311	8,274	8,216	8,128	8,025	7,879	7,744	7,613

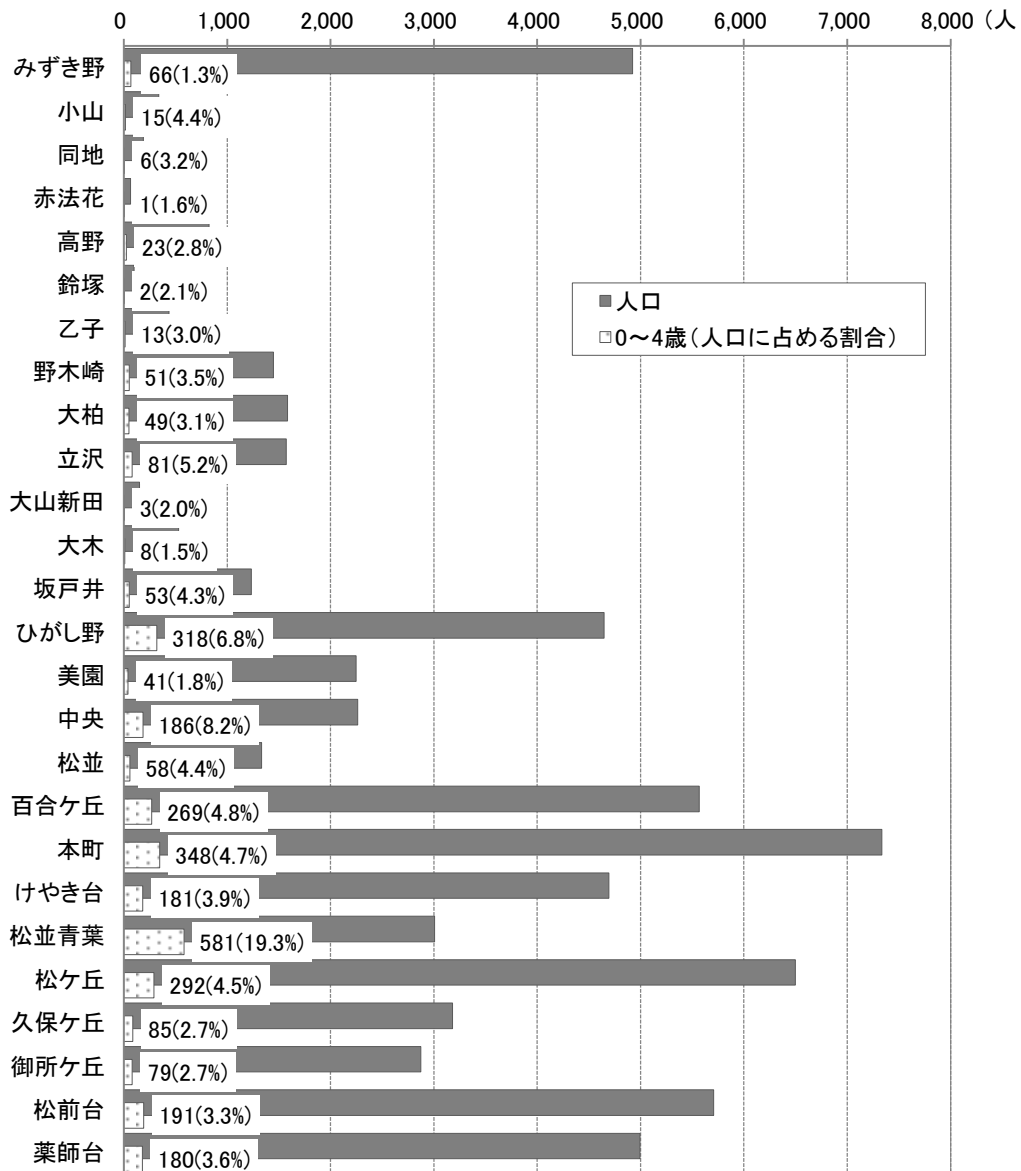
資料：令和元年までは住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日現在），
令和2年以降は児童福祉課による推計

③地域別人口

地域別に0～4歳の人口をみると、ひがし野（318人）、本町（348人）、松並青葉（581人）が300人を超えて多くなっています。

また、0～4歳が人口に占める割合は松並青葉で19.3%と高くなっています。

図表 地域別人口



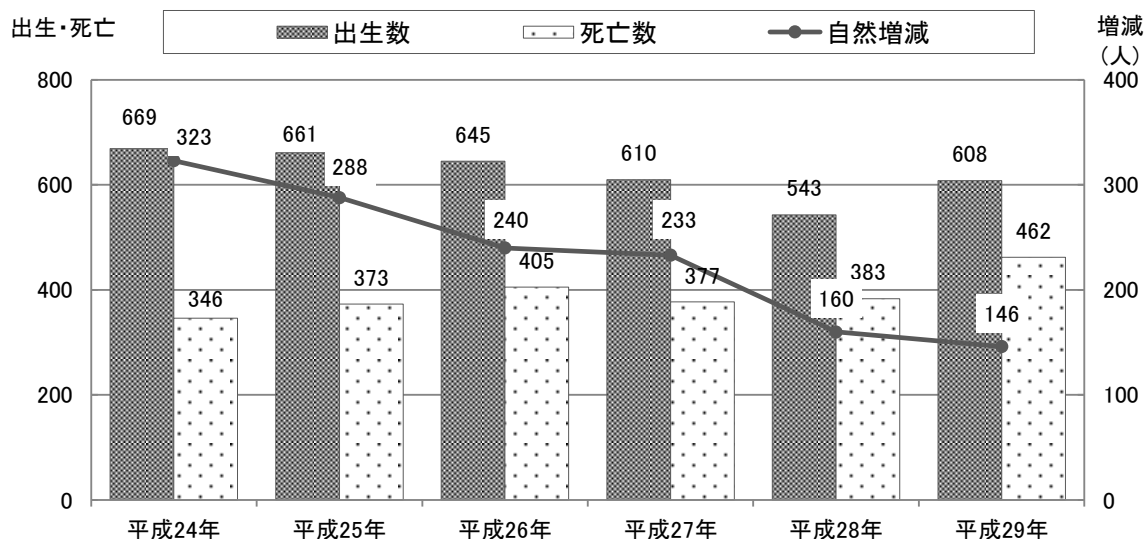
資料：住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

④人口動態

出生数と死亡数の推移では、出生数が死亡数を上回って推移しており、その差である自然増減は年々縮まり、平成29年で146人となっています。

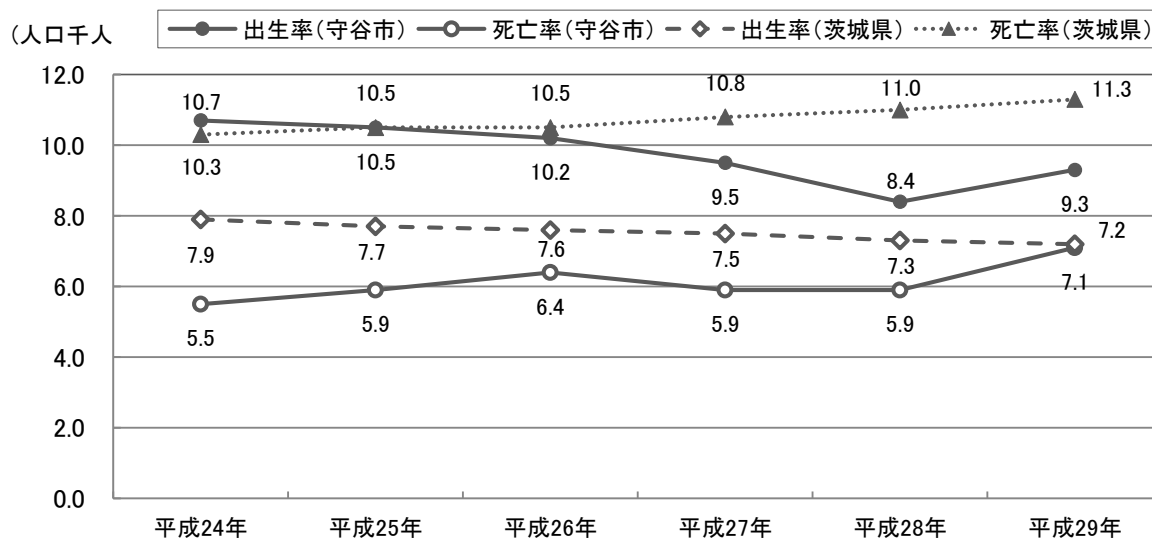
出生数と死亡数の推移では、出生率は県平均を上回って推移しており、平成24年から平成28年にかけて減少傾向にありましたが、平成29年に再び増加しました。一方、死亡率は県平均より4～5ポイント下回っています。

図表 人口動態の推移



資料：茨城県人口動態総覧

図表 出生率と死亡率の推移

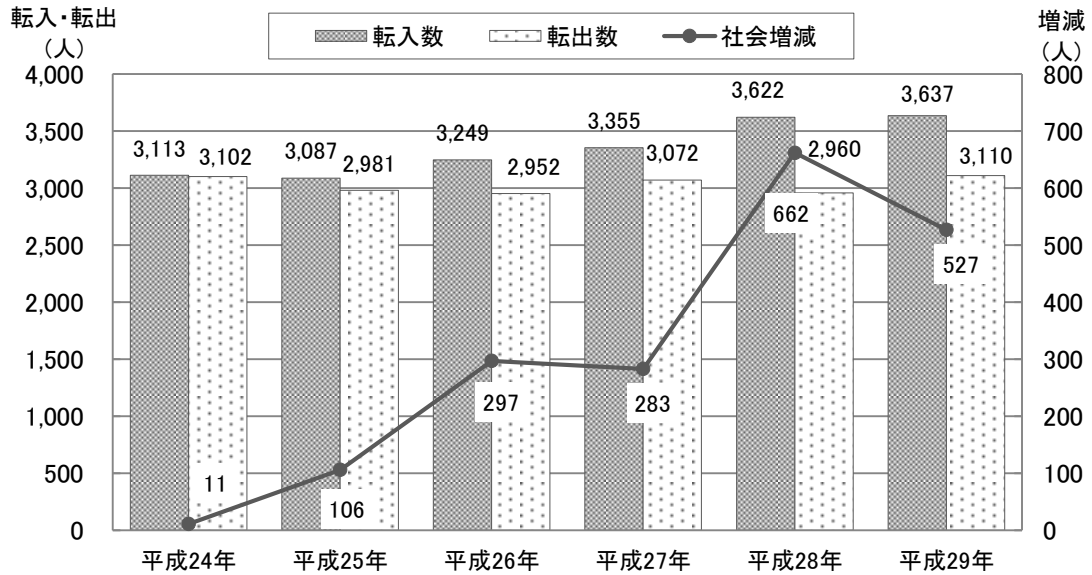


資料：茨城県人口動態総覧

⑤社会動態

転入数と転出数の推移では、転入数が転出数を上回って推移しており、その差である社会増減は、平成28年には662人と増加幅が一気に上向き、平成29年も527人となっています。

図表 社会動態の推移



資料：茨城県の人口（茨城県常住人口調査結果報告書）

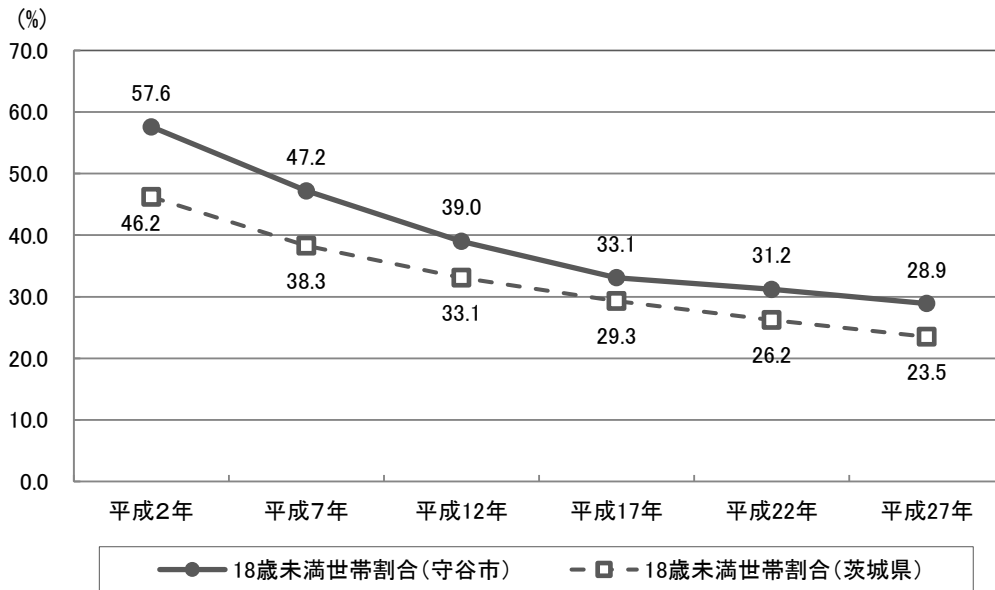
(2) 世帯

①子どもがいる世帯

一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯の割合では、本市が県平均を上回った状態で、ともに減少傾向を示しており、平成2年の57.6%が平成27年では28.9%と28.7ポイント減少しています。

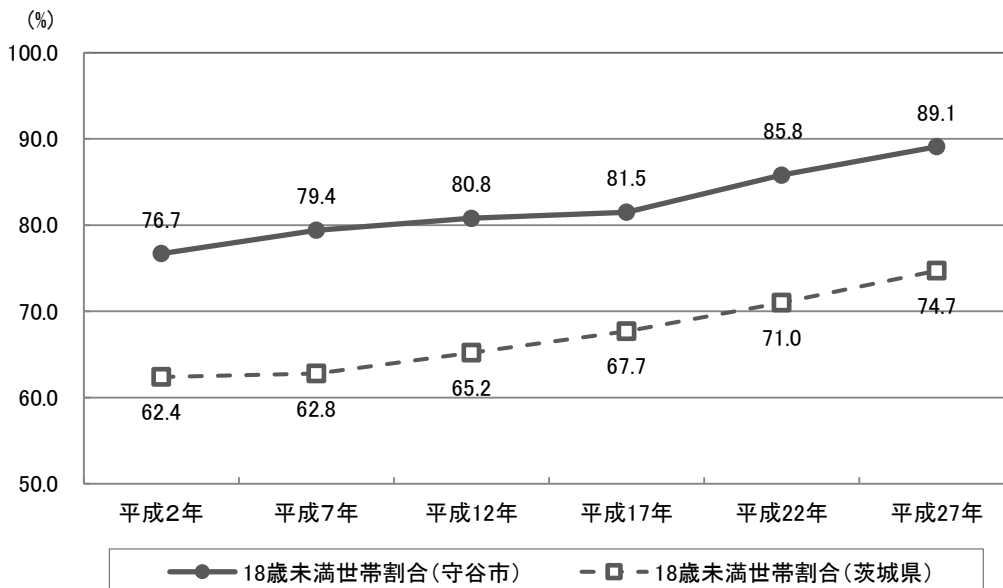
一方、18歳未満の児童がいる世帯に占める核家族の割合は増加傾向にあり、本市は県平均を上回って推移しています。

図表 一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯割合



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表 18歳未満の児童のいる世帯数での核家族世帯割合

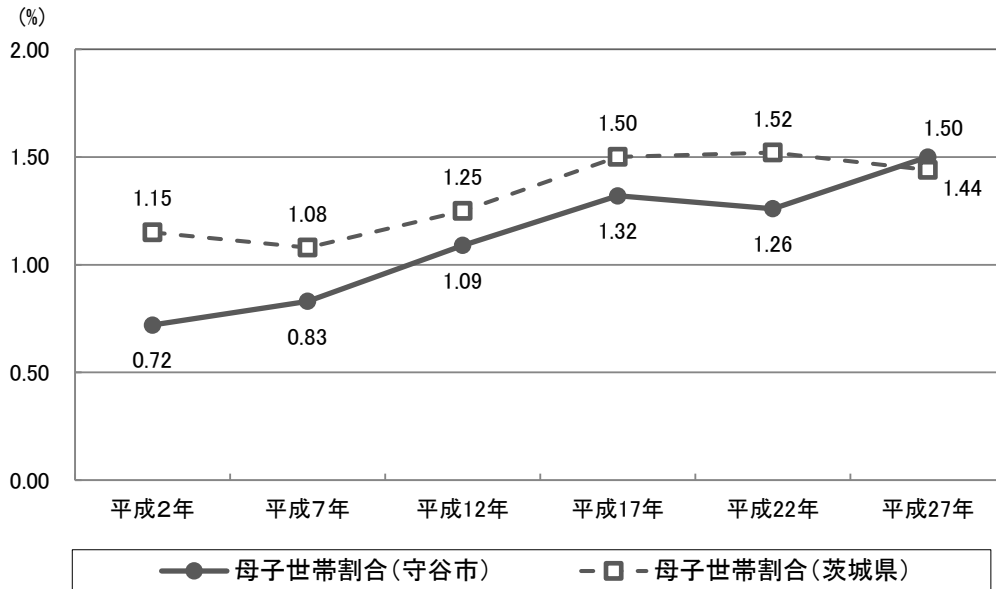


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②母子世帯・父子世帯

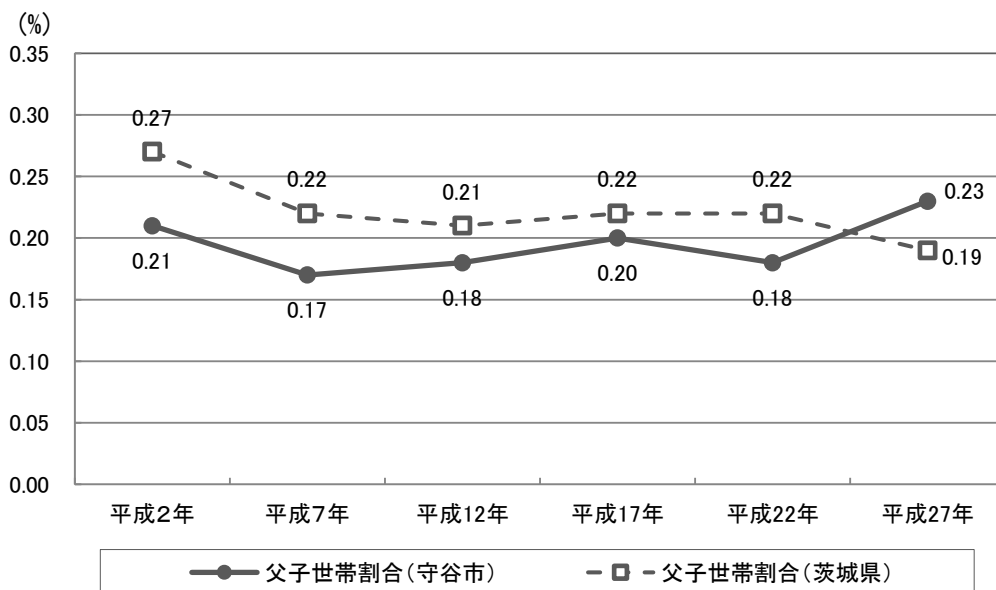
一般世帯数に占める20歳未満の子どもがいるひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の割合をみると、本市は母子世帯・父子世帯ともに平成22年まで県平均を下回っていましたが、平成27年には県平均を上回りました。

図表 一般世帯に占める20歳未満の子どもがいる母子世帯割合



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表 一般世帯に占める20歳未満の子どもがいる父子世帯割合



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 守谷市の子育て家庭を取り巻く現状

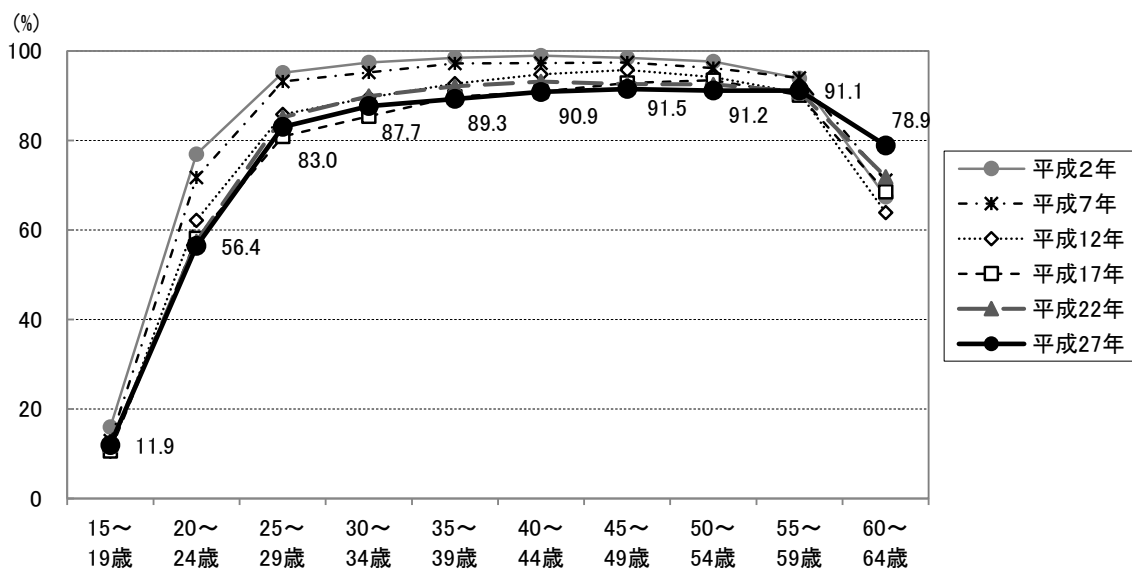
(1) 就労

① 就業率

男性の35～59歳の就業率は年ごとに低下している傾向がみられます。

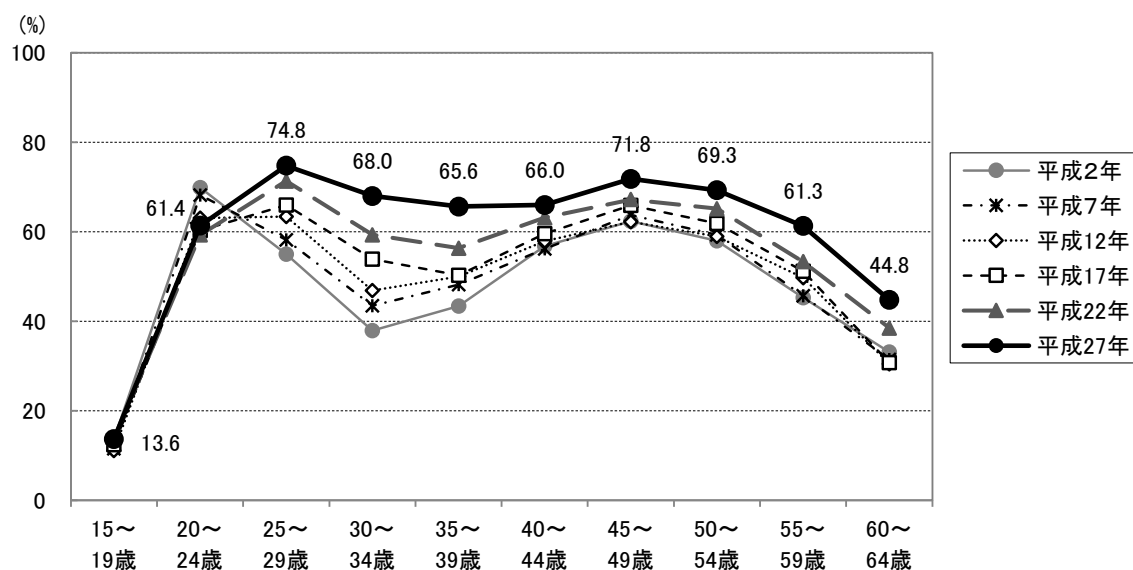
女性の就業率は、30代前後で就業率が下降するいわゆる「M字曲線」は年々差が小さくなっており、平成27年は25歳以上の全年代で過去の実績を上回っています。

図表 男性の就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表 女性の就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②従業上の地位

15歳以上の就業者の従業上の地位をみると、男性は「正規の職員・従業員」が70.4%を占めています。女性は「正規の職員・従業員」は37.7%にとどまり、「パート・アルバイト・その他」が47.0%となっています。

図表 就業者の従業上の地位の割合

(%)

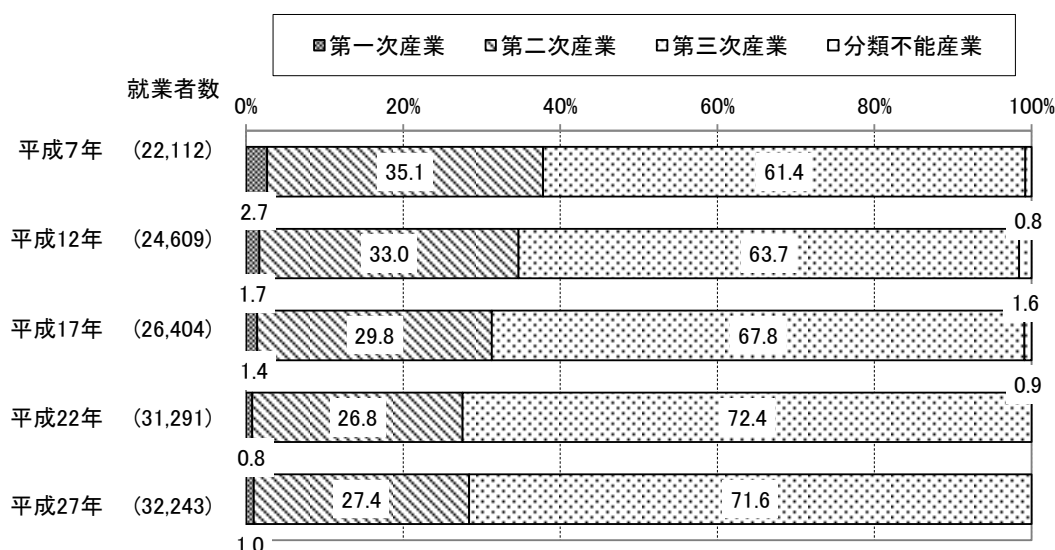
	15歳以上 就業者数 (人)	雇用者			役員	雇人の ある業主	雇人の ない業主	家族 従業者	家庭 内職者	不明
		正規の 職員・ 従業員	労働者 派遣 事業所の 派遣社員	パート・ア ルバイト・ その他						
男性	18,811	70.4	1.9	10.7	6.1	1.9	5.5	0.6	0.0	2.9
女性	13,432	37.7	4.0	47.0	2.1	0.5	3.1	3.2	0.1	2.2

資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

③産業別就業者割合

産業別就業者割合は、第一次産業及び第二次産業就業者の割合が低下し、第三次産業就業者の割合が高くなっています。

図表 産業別就業者割合の推移



※平成22・27年は分類不能産業者を除いて算出している
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 婚姻

①婚姻・離婚

婚姻件数は300件以上で推移しており、婚姻率は平成22年まで人口1,000人当たり6件台と県平均を上回っていましたが、平成23年から、婚姻率は人口1,000人当たり5件台で推移しています。

離婚件数は過去10年間はいずれも80～120件、離婚率は1,000人当たり1.7～2.0人で推移しており、離婚率は県平均より若干低くなっています。

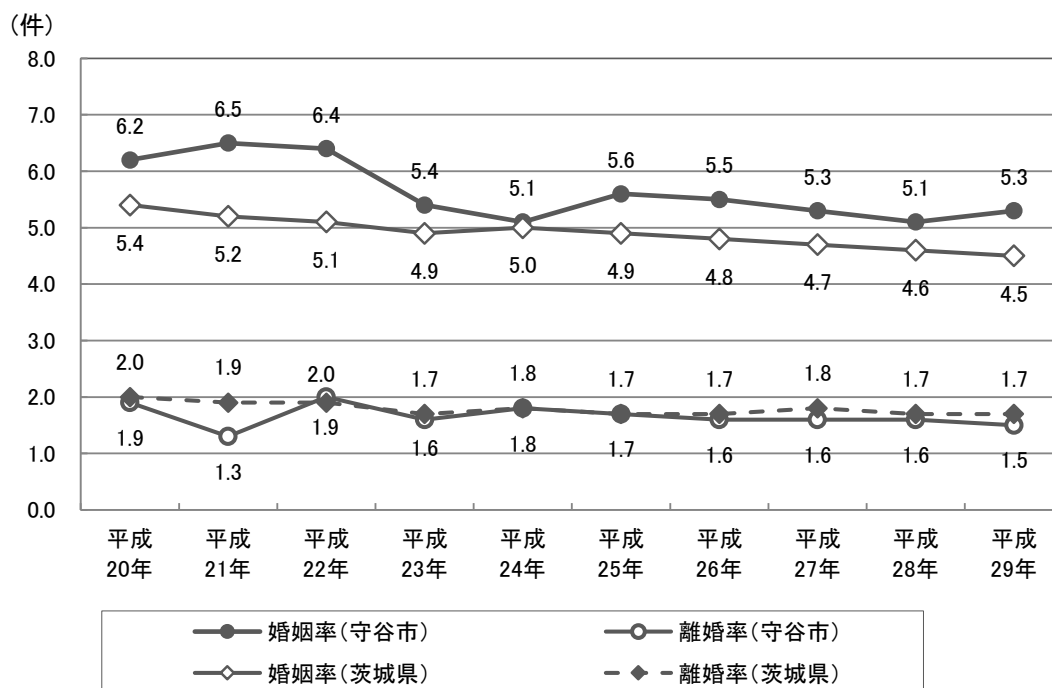
図表 婚姻・離婚件数

	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
婚姻	359	392	396	335	317	351	347	342	328	349
離婚	111	80	120	101	114	104	101	105	103	97

(件)

資料：茨城県人口動態総覧

図表 婚姻率・離婚率の推移（人口1,000人当たりの件数）

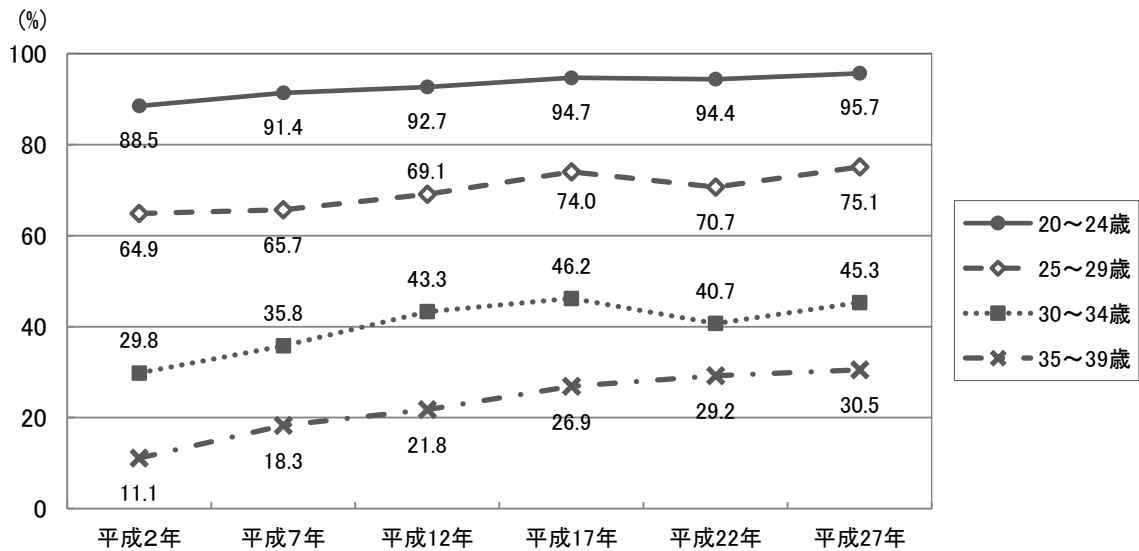


資料：茨城県人口動態総覧

②未婚

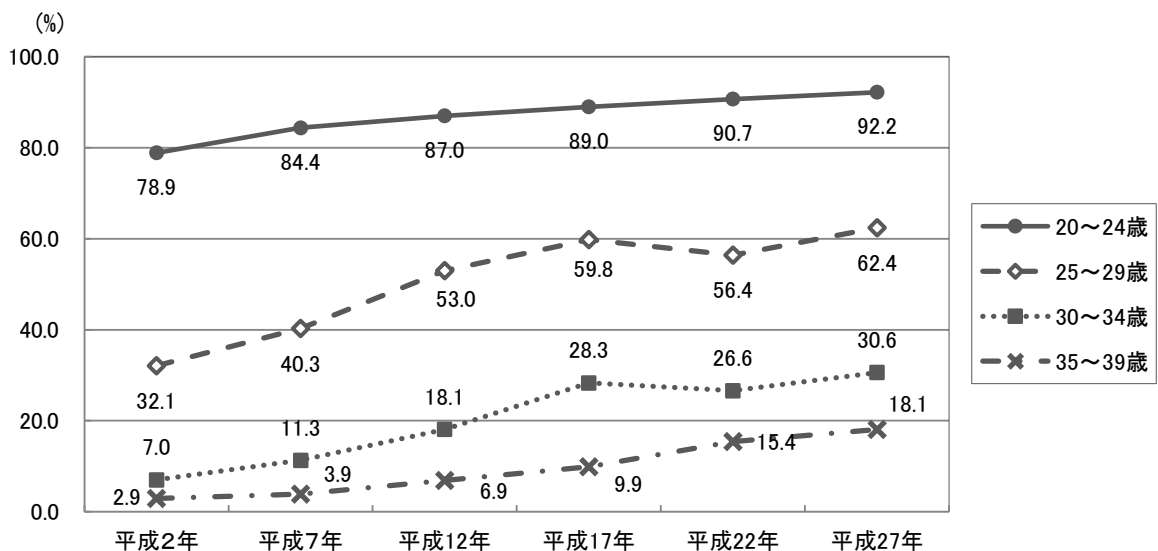
未婚率をみると、平成17年までは男女ともに全年齢で上昇傾向にありました。平成22年は男女とも25～34歳で平成17年よりも未婚率が低くなりましたが、それらの年齢層も平成27年には再び上昇しています。そのため、平成27年は、全年齢で未婚率が過去最高となっています。

図表 未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表 未婚率の推移（女性）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

第2章 子ども・子育て支援事業の現状

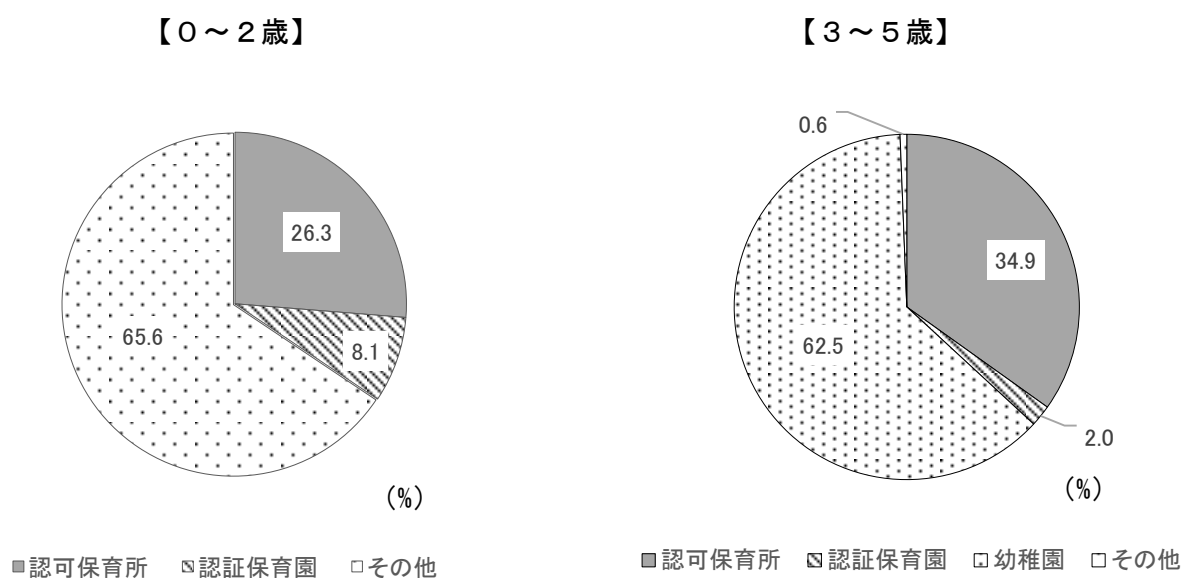
1 教育・保育サービス利用の現状

(1) 就学前児童の状況

市の0～2歳児1,789人のうち、認可保育所に通っているのは470人で、認証保育園に通っているのは145人であり、合計すると615人で34.4%を占めています。残りの1,174人は、一部を除き、ほとんどが在宅で過ごしていると考えられます。

3～5歳児2,086人のうち、認可保育所に通っているのは727人で、認証保育園に通っているのは42人であり、合計すると769人で36.9%を占め、幼稚園に通っているのは1,304人であり、62.5%を占めています。

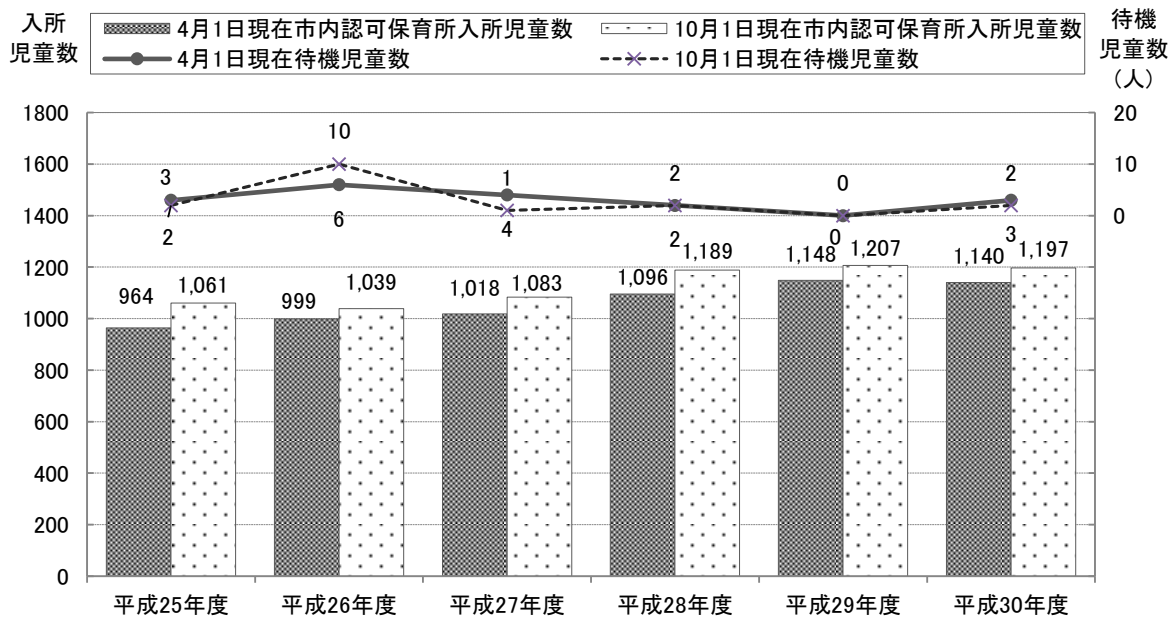
図表 就学前児童の状況：平成30年



(2) 認可保育所

市では、保育所の誘致，弾力的な受入れ，定員増等による待機児童への対応を図り，入所児童数は増加傾向にあります。ただし，待機児童が若干名います。

図表 認可保育所の入所児童数，待機児童数の推移



※待機児童は国基準による人数

図表 認可保育所に入所申込して入れない児童数，認証保育園利用児童数

(単位：人)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
入れない児童数	95	136	223	301	338	373	265	356	306	355	400	403
認証利用児童数	28	65	101	156	139	190	120	158	112	168	154	187

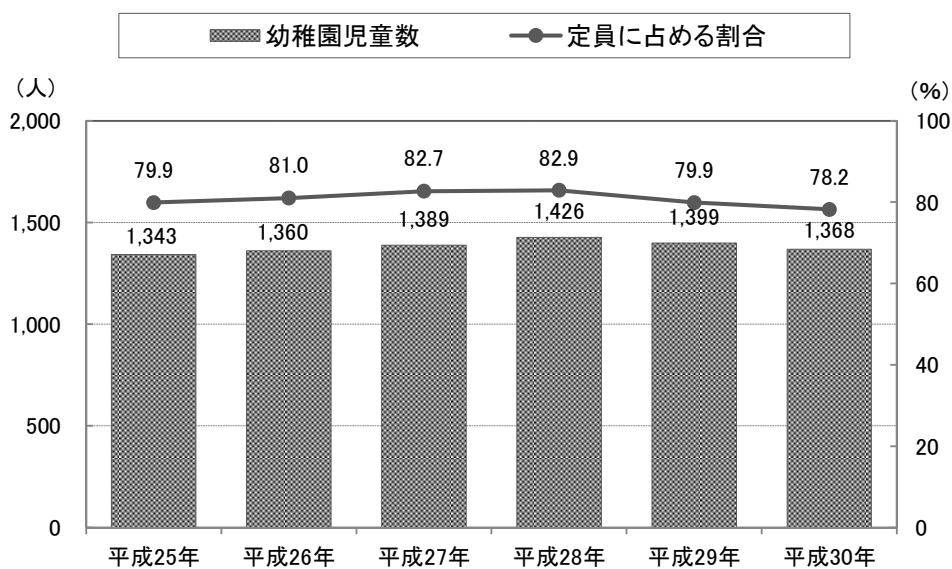
※各月4月1日，10月1日現在

(3) 幼稚園

市内私立幼稚園の幼稚園児数は、平成28年に1,400人を上回りましたが、平成29年は減少し、再び1,300人台となっています。

平成30年5月1日現在の在園児数は1,368人であり、定員1,750人に占める割合は78.2%となっています。

図表 市内私立幼稚園の在園児数と定員に占める割合



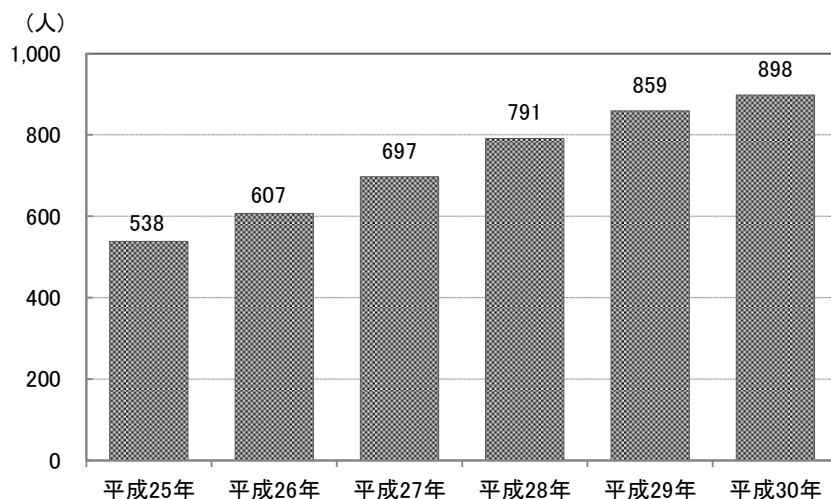
※各年5月1日現在

(4) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの児童数は年々増加しており、平成30年は全体で898人となっています。これまでに待機児童は生じていません。

平成30年は、全体で見れば定員870人に対し、入所児童数は898人で定員を112人上回っていますが、クラブごとに希望者の差があり、定員に対する在園率は最も高い松ヶ丘児童クラブで143%、最も低い御所ヶ丘児童クラブで76%となっています。

図表 放課後児童クラブの入所児童数の推移



※待機児童はなし、各年5月1日現在

図表 放課後児童クラブの定員・入所児童数・在園率、待機児童数（平成30年5月1日）

(人)

児童クラブ名	定員	児童数	在園率
守谷小学校児童クラブ	160	183	114%
御所ヶ丘小学校児童クラブ	75	57	76%
松ヶ丘小学校児童クラブ	80	114	143%
郷州小学校児童クラブ	80	84	105%
黒内小学校児童クラブ	160	142	89%
松前台小学校児童クラブ	80	80	100%
高野小学校児童クラブ	75	58	77%
大井沢小学校児童クラブ	120	137	114%
大野小学校児童クラブ	40	43	108%
計	870	898	103%

第3章 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果

1 調査実施の概要

(1) 調査の目的

「第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、この計画で確保する教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、市民の皆様の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行いました。

(2) 調査の設計

①回答者

調査対象	対象者数	抽出方法	調査方法
市内在住の初めて母子健康手帳の交付を受けた妊婦	100	母子健康手帳の交付を受けた妊婦より無作為抽出	郵送配布，郵送回収
市内在住の就学前児童をもつ保護者	950	住民基本台帳から該当年齢の子どもを無作為抽出	郵送配布，郵送回収
市内在住の小学生児童をもつ保護者	950	学年別抽出	郵送配布，郵送回収

②調査期間

調査期間：平成31年1月31日（木）～平成31年2月22日（金）

(3) 回収結果

	発送数	回収数	回収率
総数	2,000	925	46.3%
有効回収計		925	46.3%
妊娠期	100	50	50.0%
就学前児童	950	443	46.6%
小学生児童	950	432	45.5%

2 調査結果（概要）

(1) 保護者の就労状況について

保護者の就労状況をみると、妊娠期の母親では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」がそれぞれ3割台半ばで多く、《フルタイム》は約7割となっています。

就学前の母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が3割で高いものの、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が約3割、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」を合わせた《フルタイム》の割合は4割台半ばです。

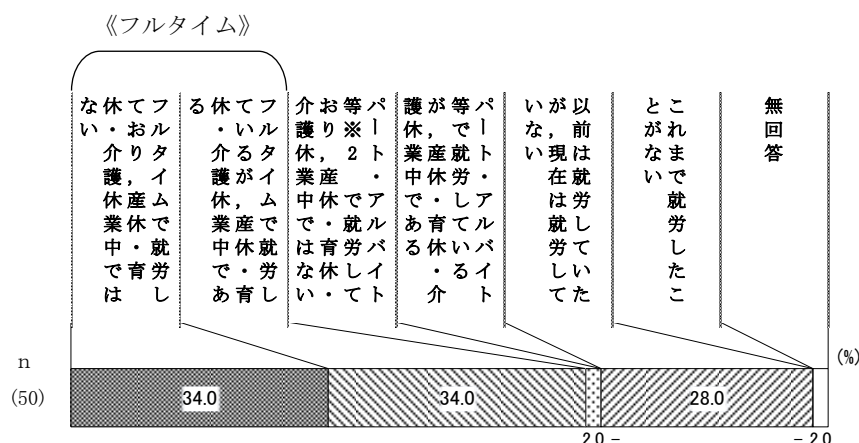
小学生の母親は「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が約5割で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が約3割となっています。

前回調査に比べて、就学前児童を持つ母親の《フルタイム》での働き方が、増加している傾向にあります。

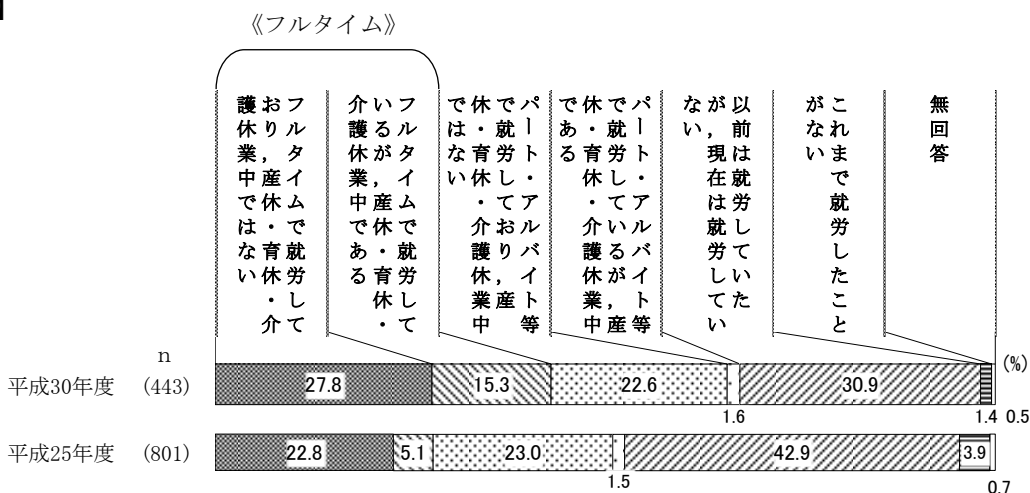
なお、父親については「フルタイム（休業中を含む）」は、妊娠期と就学前が9割台、小学生が約9割となっています。

図表 母親の就労状況

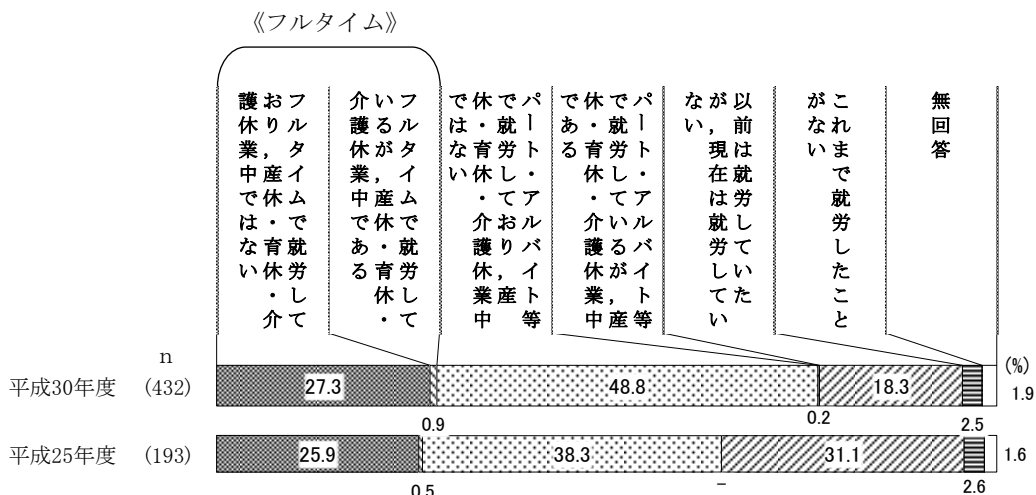
【妊娠期】



【就学前】



【小学生】



(2) 平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況について

現状としての教育・保育の事業の利用状況は就学前でのみならずねました。

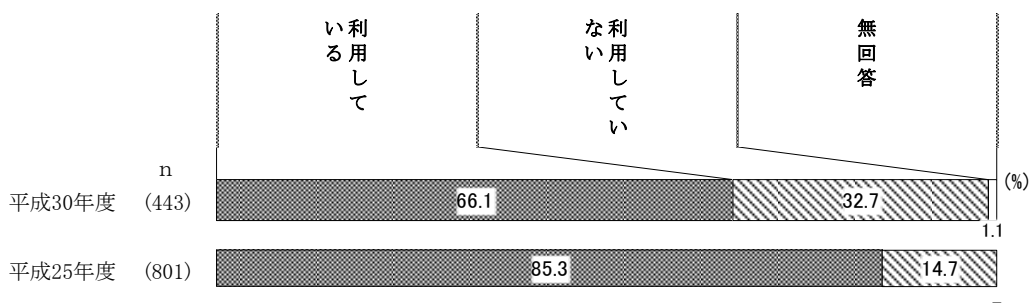
幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の事業を「利用している」は6割台半ばで、4歳以上の子どものほぼ全員が利用しています。

利用している事業の内容は、「認可保育所」が4割台半ば、「幼稚園」が3割台半ばとなっています。

前回調査は参考として図示しています（前回は保育園や幼稚園を通じて調査を回収しているため）。

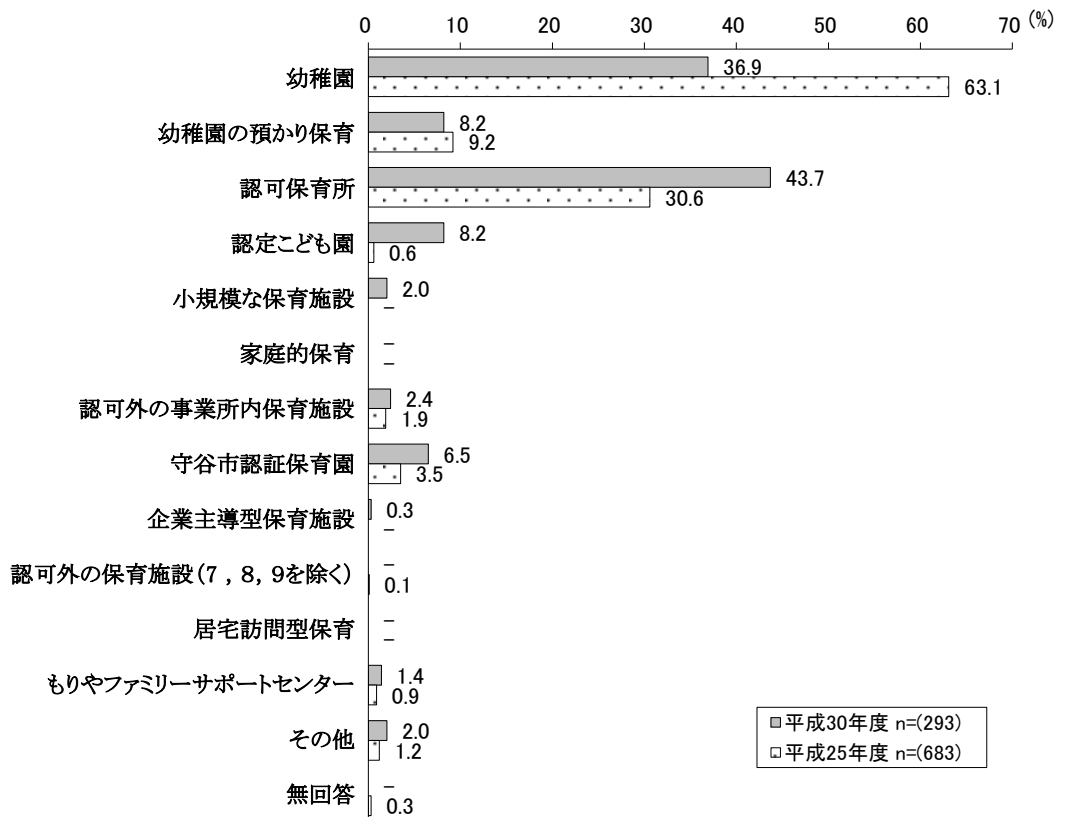
図表 定期的な教育・保育事業の利用状況

【就学前】



図表 定期的にご利用している事業

【就学前】



(3) 定期的な教育・保育事業の利用意向について

定期的な教育・保育事業の利用意向については、妊娠期と就学前でたずねました。

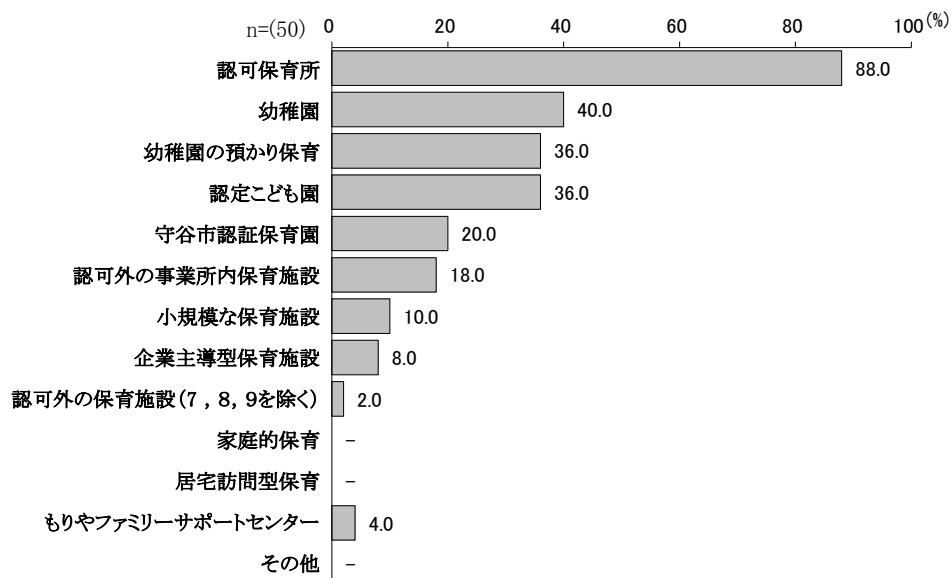
妊娠期では、「認可保育所」が約9割、「幼稚園」が4割、「幼稚園の預かり保育」と「認定こども園」がそれぞれ3割台半ばなどとなっています。

就学前では、「幼稚園」と「認可保育所」がそれぞれ5割台半ばと高くなっています。児童の年齢別でみると、おおむね0～2歳は「認可保育所」が高く、3歳以上は「幼稚園」が高くなっています。

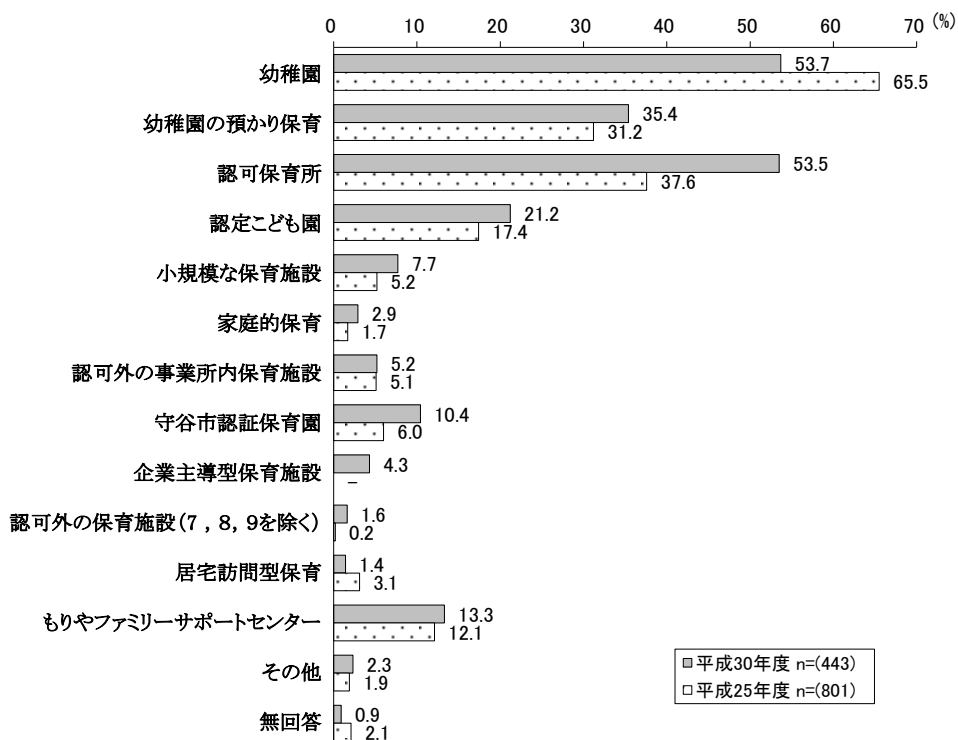
前回調査は参考として図示しています（前回は保育園や幼稚園を通じて調査を回収しているため）。

図表 定期的にご利用したい事業

【妊娠期】



【就学前】



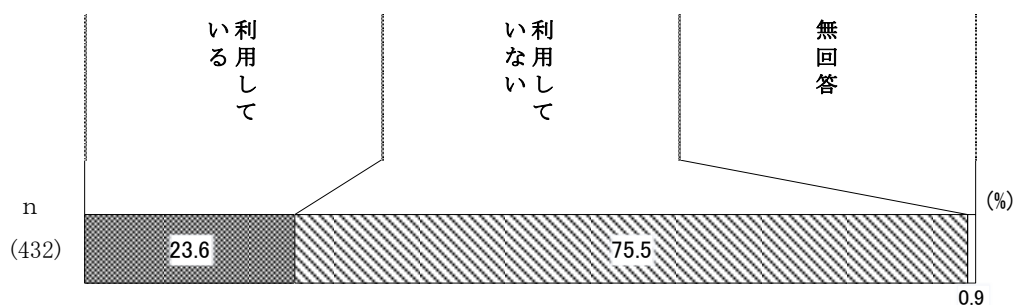
(4) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の利用状況について

放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」が2割台半ばとなっており、その利用日数は「5日」が5割台半ばを超え最も多くなっています。

放課後子ども教室の利用状況は、「利用している」が1割強です。

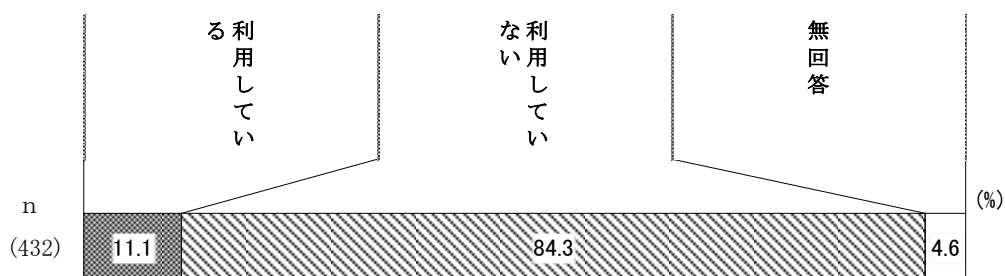
図表 放課後児童クラブの利用状況

【小学生】



図表 放課後子ども教室の利用状況

【小学生】



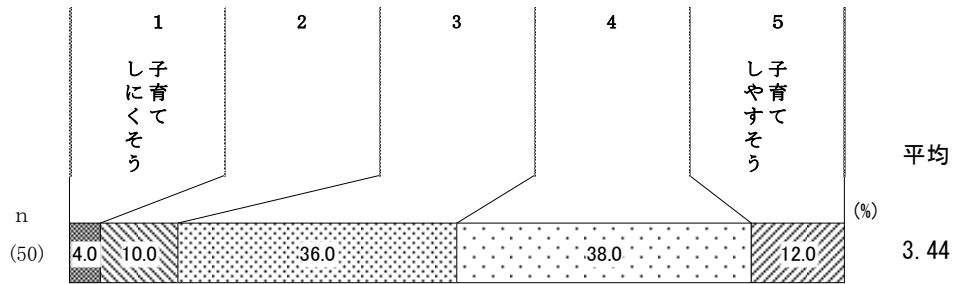
(5) 子育ての環境や支援への満足度について

子育ての環境や支援への満足度を5段階評価で聞いた平均点は、妊娠期が3.44点、就学前が3.26点、小学生が3.22点で、妊娠期が最も高くなっています。

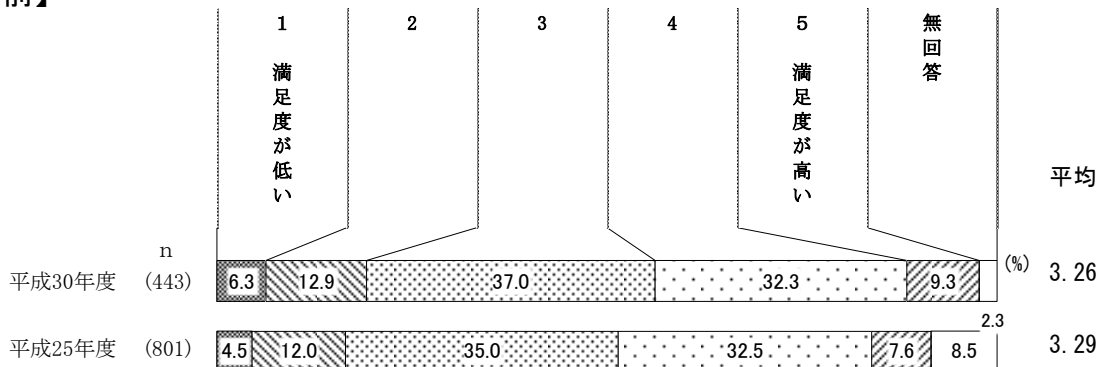
前回調査と比べると、就学前の平均点はほぼ変わっていませんが、小学生では微増傾向がみられます。

図表 子育ての環境や支援への満足度

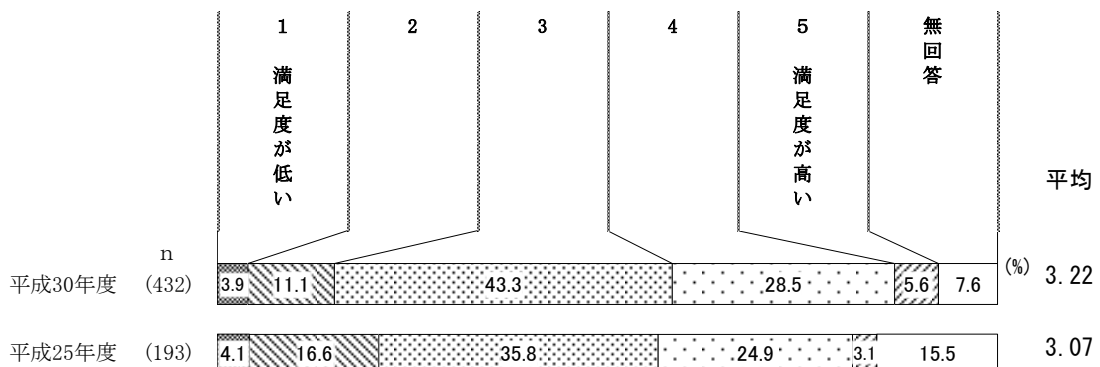
【妊娠期】



【就学前】



【小学生】



(6) 自由意見

子育て環境や支援に関する意見を、自由記述形式でたずねました。市に対するものとしていただいたご意見を分野別に分けて紹介いたします。

【妊娠期】

図表 市に対する自由意見（上位5項目）

内容	件数
保育所の増設・待機児童対策	15
入所手続きの簡略化や情報の提供の充実	4
立地（通勤に便利な駅近等）の良い保育所	3
医療機関・保険制度	3
子育てしやすい就労環境の支援	2
悩みの相談支援	2
病児保育制度の充実	2

※27人の方から延べ35件の回答

【就学前】

図表 市に対する自由意見

内容	件数
待機児童対策について	53
保育サービスについて	42
経済的な支援・手当の拡充	42
場（遊び場・居場所等）づくりについて	27
教育・学校施設やシステムの充実改善	26
放課後児童クラブ・学童クラブのサービス拡大等の充実	14

※233人の方から延べ276件の回答

【小学生】

図表 市に対する自由意見

内容	件数
経済的な支援・手当について	32
教育・学校施設やシステムの充実改善	30
場（遊び場・居場所等）づくりについて	19
放課後児童クラブ・学童クラブのサービス拡大等の充実	19
防犯（安全・安心）の充実や改善	17
相談・悩みについて	12

※165人の方から延べ176件の回答

第3部

守谷市子ども・子育て支援事業計画の概要

第3部 守谷市子ども・子育て支援事業計画の概要

第1章 制度の概要

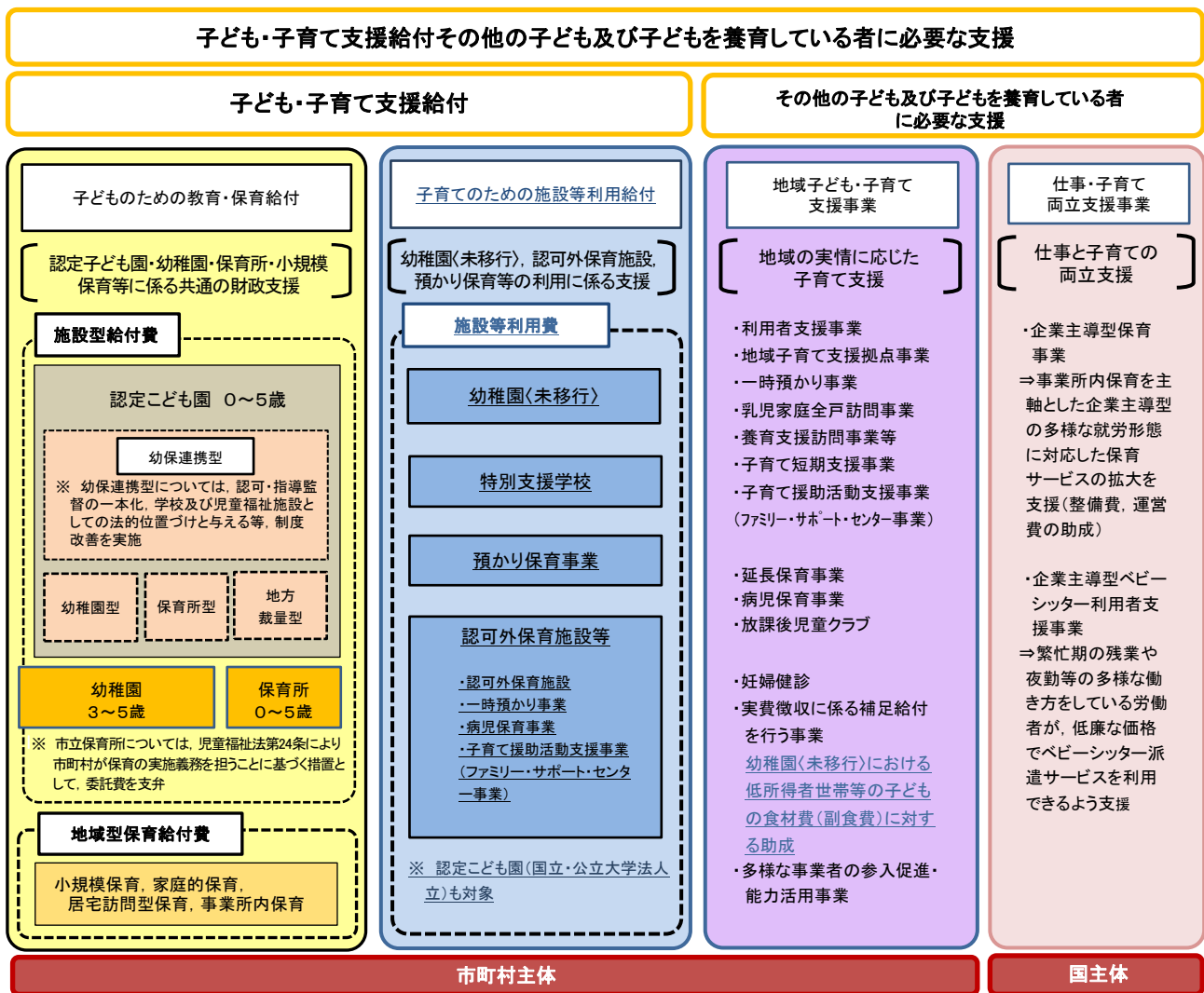
1 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援制度は、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別されます。

その中で、市町村主体となるのは、「子ども・子育て支援給付」における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」における「地域子ども・子育て支援事業」です。

また、「子育てのための施設等利用給付」は、幼児教育・保育の無償化により、新たに新設された給付です。

図表 制度における給付・事業の全体像



(1) 子ども・子育て支援給付

①子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

◆施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

図表 施設型給付

名称	対象年齢	概要
幼稚園	3～5歳児	3歳から就学前の子どもに適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。学校教育法に基づいています。 通常就園時間の利用、幼稚園の預かり保育、通常就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ。 子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育所	0～5歳児	保護者の労働や疾病などの事由により保育に欠ける0歳から就学前の子どもを保育することを目的とした施設です。国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のものです。児童福祉法に基づきます。 0～2歳は住民税非課税世帯、3歳以上は利用料無償となります。
認定こども園	0～5歳児	幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設です。 0～2歳は住民税非課税世帯、3歳以上は利用料無償となります。

◆地域型保育給付

市による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。
 地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図表 地域型保育給付

名称	対象年齢	概要
小規模保育事業	0～2歳児	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。
家庭的保育事業		主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者*の居宅その他の場所において、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。
事業所内保育事業		事業主（企業）等が、主に満3歳未満の、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。
居宅訪問型保育事業		主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、乳幼児の居宅において、家庭的保育者*による保育を行う事業です。

*家庭的保育者……市が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、保育を必要とする乳幼児の保育を行う者として市が適当と認めるもの。

図表 地域型保育事業の構成

認可定員	19人以下	小規模保育 事業主体：市町村，民間事業者等	居宅訪問型保育 事業主体：市町村，民間事業者等	事業所内保育
	6人以上	家庭的保育 事業主体：市町村，民間事業者等		事業主体： 事業主等
	5人以下			
	1人以上			
保育の実施場所等		保育者の居宅その他の場所，施設 (右に該当する場所を除く)	保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

②子育てのための施設等利用給付

「幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）」、「認可外保育施設」、「預かり保育」等の利用に係る支援を行います。

図表 子育てのための施設等利用給付

名称	対象年齢	利用支援の内容
幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）	3～5歳児	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化となります。
特別支援学校の幼稚部	3～5歳児	3～5歳の就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化となります。
預かり保育事業	3～5歳児	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化となります。
認可外保育施設	0～5歳児	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化となります。 0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化となります。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動 支援事業	0～5歳児	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

①地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となりますが、市では、13事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

図表 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業		※対象事業の範囲は法定
交付金	①利用者支援	⑧一時預かり
	②地域子育て支援拠点事業	⑨延長保育事業
	③妊婦健診	⑩病児・病後児保育事業
	④乳児家庭全戸訪問事業	⑪放課後児童クラブ
	⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、 要保護児童等の支援に資する事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
	⑥子育て短期支援事業	⑬多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業
	⑦ファミリー・サポート・センター事業	

※施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市の確認を受けたもの

2 保育認定について

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定に応じて、施設や事業などの利用先が異なります。

①認定区分

認定は次の6つの区分で行われます。

認定区分		対象者	対象施設
教育・保育給付	1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
	2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園
	3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 家庭的保育事業等
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外	幼稚園 特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難である子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

②認定基準

保育の必要性の認定（2号，3号，新2号，新3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては，以下の3点について基準を策定します。

(1) 事由

ア，就労

フルタイムのほか，パートタイム，夜間の就労など基本的にすべての就労

イ，就労以外の事由

保護者の疾病・障がい，産前産後，同居親族の介護，災害復旧，求職活動及び就学等，またそれらに類するものとして市が定める事由

(2) 区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

ア，保育標準時間

主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
（現行の11時間の開所時間に相当）

イ，保育短時間

主にパートタイムの就労を想定した短時間利用
（市では，下限時間を64時間以上と設定）

(3) 優先利用

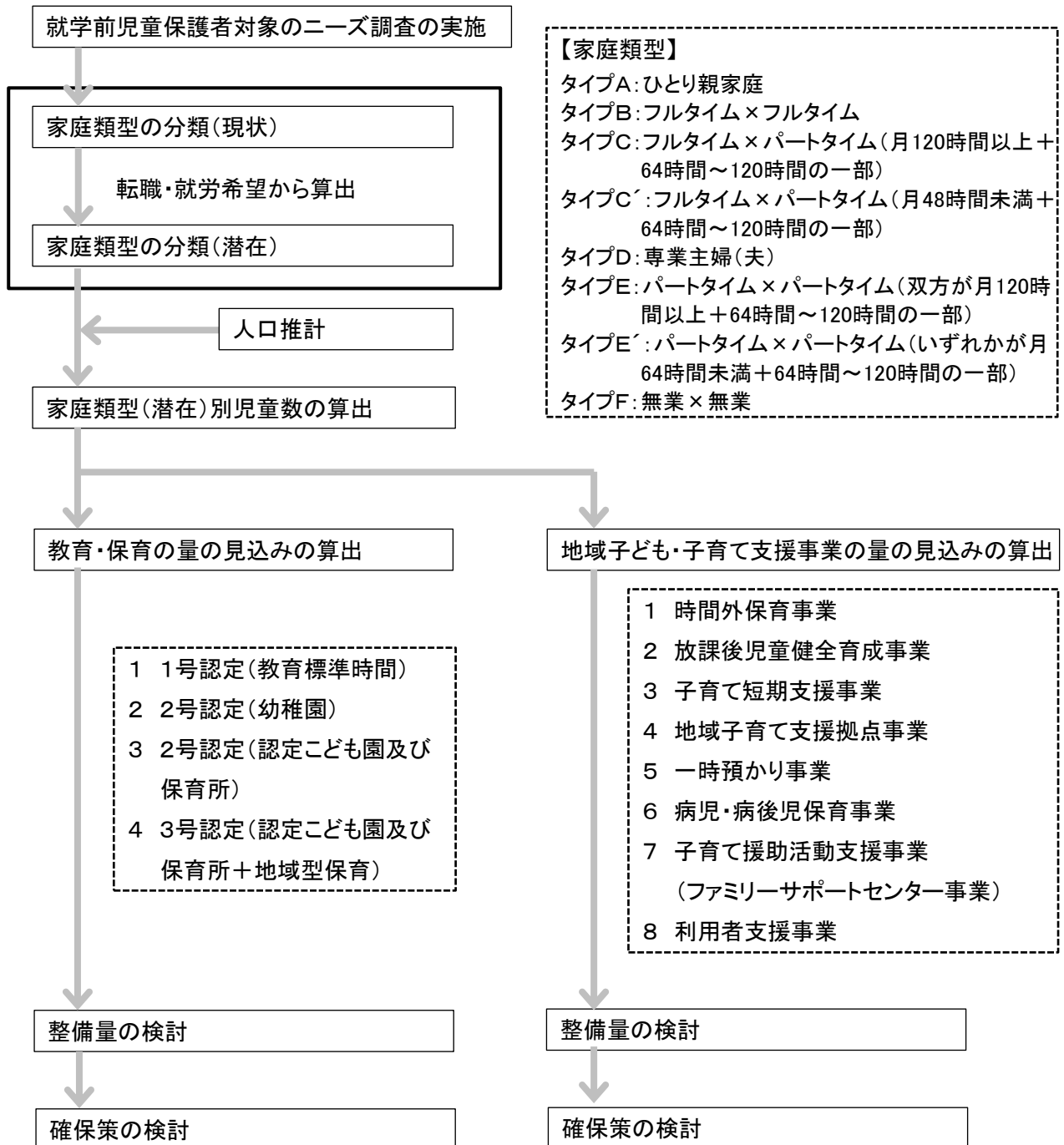
ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

第2章 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の推計

1 推計の手順

教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量は，就学前児童保護者対象のニーズ調査結果をもとに，次の手順で推計するとともに，地域の実態に応じて変更することも認められていることから，市の近年の傾向を加味して算出しました。

図表 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の推計のフロー



2 家庭類型（現状・潜在）

（1）家庭類型（現状・潜在）の算出

教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い、就学前児童保護者に実施したニーズ調査の結果から、両親の就労形態等の項目より家庭類型を整理しました。家庭類型の種類の種類は、タイプAからタイプFの8種類です。

家庭類型（現状）は前回から今回にかけて、タイプB（フルタイム×フルタイム）が大きく増加し、タイプDが大きく減少しているのが特徴です。

図表 家庭類型（現状）の割合

		前回	今回
タイプA	ひとり親家庭	4.7%	1.9%
タイプB	フルタイム×フルタイム	27.8%	45.4%
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+64時間～120時間の一部)	10.9%	10.6%
タイプC ^レ	フルタイム×パートタイム (月48時間未満+64時間～120時間の一部)	10.7%	5.4%
タイプD	専業主婦（夫）	45.5%	36.4%
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部)	0.3%	0.0%
タイプE ^レ	パートタイム×パートタイム (いずれかが64時間未満+64時間～120時間の一部)	0.1%	0.0%
タイプF	無業×無業	0.0%	0.3%

家庭類型（現状）に、就学前保護者対象のニーズ調査の転職希望、1年以内の就労希望等の意向を反映させて家庭類型（潜在）を算出します。

現状と同様に、前回から今回にかけて、タイプB（フルタイム×フルタイム）が大きく増加し、タイプDが大きく減少しているのが特徴です。

図表 家庭類型（潜在）の割合

		前回	今回
タイプA	ひとり親家庭	4.7%	1.9%
タイプB	フルタイム×フルタイム	30.7%	49.5%
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+64時間～120時間の一部)	11.3%	10.1%
タイプC ^レ	フルタイム×パートタイム (月48時間未満+64時間～120時間の一部)	17.0%	11.1%
タイプD	専業主婦（夫）	36.0%	27.4%
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部)	0.1%	0.0%
タイプE ^レ	パートタイム×パートタイム (いずれかが64時間未満+64時間～120時間の一部)	0.1%	0.0%
タイプF	無業×無業	0.0%	0.0%

(2) 家庭類型（潜在）別児童数の算出

令和6年の推計児童数に家庭類型（潜在）の割合を乗じて、家庭類型（潜在）別児童数を算出します。令和6年の0～5歳の家庭類型（潜在）別児童数は次の通りです。

図表 家庭類型（潜在）別児童数＜令和6年＞

	推計児童数		家庭類型 （潜在） 割合		家庭類型 （潜在）別 児童数
タイプA ひとり親家庭	3,503人	×	1.9%	=	67人
タイプB フルタイム×フルタイム		×	49.5%	=	1,734人
タイプC フルタイム×パートタイム （月120時間以上+64時間～120時 間の一部）		×	10.1%	=	354人
タイプC [〃] フルタイム×パートタイム （月48時間未満+64時間～120時 間の一部）		×	11.1%	=	389人
タイプD 専業主婦（夫）		×	27.4%	=	960人
タイプE パートタイム×パートタイム （双方が月120時間以上+64時間 ～120時間の一部）		×	0.0%	=	0人
タイプE [〃] パートタイム×パートタイム （いずれかが64時間未満+64時間 ～120時間の一部）		×	0.0%	=	0人
タイプF 無業×無業		×	0.0%	=	0人

※小数点以下第1位を四捨五入しているため、家庭類型（潜在）別児童数の合計は3,504人です。

3 施設型給付・地域型保育給付の展開にあたっての考え方

施設型給付・地域型保育給付を展開するにあたって、令和6年に向けて次の3つの参酌標準を設定します。

(1) 教育・保育事業を利用希望（潜在含む）する割合

0～5歳の人口における教育・保育事業を利用希望する割合について、現状では74.5%ですが、令和6年度には80.6%とします。

図表 教育・保育事業利用希望者の人数

	0～5歳の人口	教育・保育事業利用希望者	0～5歳の人口に占める割合
平成31年度	3,847人	2,866人	74.5%
令和6年度	3,503人	2,824人	80.6%

※現状の保育事業の利用希望者数は平成31年4月

(2) 教育・保育事業利用希望者の内訳の割合

教育・保育事業を利用希望する割合の内訳は、令和6年度には、幼稚園22.4%、保育所43.6%、認定こども園9.2%、家庭的保育事業等2.2%、企業主導型保育施設1.0%、認証保育2.2%とします。

図表 教育・保育事業利用希望者の人数

	幼稚園	保育所	認定こども園	家庭的保育事業等	企業主導型保育施設	認証保育
現状※	916	1,404	392	74	0	80
0～5歳の人口に占める割合	23.8%	36.5%	10.2%	1.9%	0%	2.1%
令和6年度	786	1,529	321	76	36	76
0～5歳の人口に占める割合	22.4%	43.6%	9.2%	2.2%	1.0%	2.2%

※現状の保育事業の利用希望者数は平成31年4月

4 教育・保育量の見込み

市内に居住する児童の教育・保育の量の見込みは次の通りです。

※施設型給付の2号・3号の内訳は平成31年度の割合に準じて算出しています。

※1号の市内の提供体制は、現市内幼稚園の定員数

図表 市内に居住する児童の教育・保育量の見込みの内訳

(人)

		市内に居住する児童				
		1号	2号	3号	合計	
令和 2年度	見込み(①)	1,070	915	1,178	2,936	
	確保方策 (②)	施設型給付	269	890	589	1,748
		地域型保育給付			76	76
		企業主導型保育施設		12	18	30
		認可外(地方単独)		25	268	293
		確認を受けない幼稚園	801			801
②-①	0	12	0	12		
令和 3年度	見込み(①)	980	978	989	2,947	
	確保方策 (②)	施設型給付	246	1,181	835	2,262
		地域型保育給付			76	76
		企業主導型保育施設		18	18	36
		認可外(地方単独)		0	62	62
		確認を受けない幼稚園	734			734
②-①	0	221	2	223		
令和 4年度	見込み(①)	973	935	994	2,902	
	確保方策 (②)	施設型給付	244	1,181	835	2,260
		地域型保育給付			76	76
		企業主導型保育施設		18	18	36
		認可外(地方単独)		0	75	75
		確認を受けない幼稚園	729			729
②-①	0	264	10	274		
令和 5年度	見込み(①)	993	912	990	2,895	
	確保方策 (②)	施設型給付	249	1,181	835	2,265
		地域型保育給付			76	76
		企業主導型保育施設		18	18	36
		認可外(地方単独)		0	79	79
		確認を受けない幼稚園	744			744
②-①	0	287	18	305		
令和 6年度	見込み(①)	956	890	978	2,824	
	確保方策 (②)	施設型給付	239	1,181	835	2,255
		地域型保育給付			76	76
		企業主導型保育施設		18	18	36
		認可外(地方単独)		0	76	76
		確認を受けない幼稚園	717			717
②-①	0	309	27	336		

※各年4月1日現在

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは次の通りです。

図表 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		単位	実績	推計				
			平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外保育事業(延長保育)		人	743	965	1,125	1,125	1,125	1,125
放課後児童健全育成事業	低学年	人	938	936	951	958	969	986
	高学年	人	330	331	337	340	343	349
子育て短期支援事業		人日	0	8	8	8	8	8
地域子育て支援拠点事業		人回	46,113	50,000	60,000	60,000	60,000	60,000
一時預かり事業	幼稚園の預かり保育	人日	26,305	26,456	24,231	24,057	24,552	23,637
	一時預かり(ファミサポの未就学児利用含む)	人日	3,580	5,969	5,871	5,765	5,714	5,599
ファミリーサポートセンター(就学児のみ)		人日	1,906	1,983	2,023	2,063	2,104	2,146
病児保育事業(緊サポ含む)		人日	45	900	900	900	900	900
妊婦健診事業		人	7,216	6,684	6,528	6,372	6,228	6,084
乳児家庭全戸訪問事業		人	613	557	544	531	519	507
養育支援訪問事業		人	1	2	2	2	2	2

※時間外保育事業(延長保育)の平成30年度の実績は延人日実績を、過去の平均利用回数で除して算出した数値

※各年度を通じての見込み

